

水道料金制度に関する調査（アンケート）結果（概要版）

基本情報

【給水人口】

末端給水	給水人口	10万人未満	673	(76.5%)	879	(93.8%)
		10万人以上25万人未満	135	(15.4%)		
		25万人以上50万人未満	48	(5.5%)		
		50万人以上	23	(2.6%)		
用水供給					58	(6.2%)
合計					937	

【年間総有収水量】

末端給水	年間総有収水量	1千万m ³ 未満	652	(74.2%)	879	(93.8%)
		1千万m ³ 以上3千万m ³ 未満	166	(18.9%)		
		3千万m ³ 以上6千万m ³ 未満	42	(4.8%)		
		6千万m ³ 以上	19	(2.1%)		
用水供給		1千万m ³ 未満	16	(27.6%)	58	(6.2%)
		1千万m ³ 以上3千万m ³ 未満	19	(32.7%)		
		3千万m ³ 以上6千万m ³ 未満	8	(13.8%)		
		6千万m ³ 以上	15	(25.9%)		
合計					937	

【給水収益】

末端給水	給水収益	20億円未満	688	(78.3%)	879	(93.8%)
		20億円以上50億円未満	126	(14.3%)		
		50億円以上100億円未満	45	(5.1%)		
		100億円以上	20	(2.3%)		
用水供給		20億円未満	30	(51.7%)	58	(6.2%)
		20億円以上50億円未満	14	(24.1%)		
		50億円以上100億円未満	4	(6.9%)		
		100億円以上	10	(17.3%)		
合計					937	

1. 現在策定している構想・計画について（全1問）

1) 現調査時点で運用している主な構想・計画について

（問1-1）総務省が公表している経営戦略策定・改訂ガイドライン及び同マニュアルに基づき、次の項目を策定しているか。

【現調査時点で運用している主な構想・計画】

現在策定している構想・計画	末端給水		用水供給		合計	
①投資計画	781	(88.9%)	53	(91.4%)	834	(89.0%)
②財政計画(収支計画)	838	(95.3%)	57	(98.3%)	895	(95.5%)
③計画未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要 (自由回答)	368	(41.9%)	26	(44.8%)	394	(42.0%)
	(n=879)		(n=58)		(n=937)	

（自由回答）

- ・広域連携（52件）
- ・官民連携（民間資金・ノウハウ等の活用）（40件）
- ・施設・設備の廃止・統合（33件）
- ・アセットマネジメント、長寿命化（29件）
- ・施設・設備の合理化（24件）
- ・料金体系の見直し、料金改定（21件）
- ・耐震化対策、危機管理体制の強化（14件）
- ・情報通信技術の活用、DXの推進（9件）
- ・遊休資産の活用（9件）
- ・新技術の活用（8件）
- ・企業債の残高管理と発行額の適正設定（5件）
- ・契約条件の合理化、発注方法の工夫（4件）
- ・水質対策、耐塩素性病原微生物対策（4件）
- ・再エネの活用、地球温暖化対策（4件）
- ・管路更新の合理化（3件）
- ・スマートメーターの導入、検討（3件）
- ・組織・人員の効率化・省略化（2件）
- ・一般会計繰出金の活用（2件）

2. 水道料金の算定方法について (全 34 問)

1) 「水道料金算定要領」について

(問 2-1) 日本水道協会発行「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」(H29.3)の内容を認知していますか。

【水道料金算定要領】

		末端給水		用水供給		合計	
水道料金算定要領	認知している	671	(77.8%)	55	(94.8%)	726	(78.9%)
	認知していない	191	(22.2%)	3	(5.2%)	194	(21.1%)
		(n=862)		(n=58)		(n=920)	

規模別集計

		末端給水									
		給水人口		10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
水道料金算定要領	認知している	477	(72.4%)	126	(95.5%)	46	(95.8%)	22	(95.7%)		
	認知していない	182	(27.6%)	6	(4.5%)	2	(4.2%)	1	(4.3%)		
		(n=659)		(n=132)		(n=48)		(n=23)			

【水道料金改定業務の手引き】

		末端給水		用水供給		合計	
水道料金改定業務の手引き	認知している	596	(69.4%)	48	(84.2%)	644	(70.3%)
	認知していない	263	(30.6%)	9	(15.8%)	272	(29.7%)
		(n=859)		(n=57)		(n=916)	

規模別集計

		末端給水									
		給水人口		10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
水道料金改定業務の手引き	認知している	428	(65.1%)	103	(78.6%)	43	(89.6%)	22	(95.7%)		
	認知していない	229	(34.9%)	28	(21.4%)	5	(10.4%)	1	(4.3%)		
		(n=657)		(n=131)		(n=48)		(n=23)			

(問 2-2) 問 2-1 で「認知している」と回答した事業体に伺います。現行の算定要領及び手引きで内容が分かりにくい箇所はどこですか。当てはまるものを全て選択してください。

【現行の算定要領及び手引きで内容が分かりにくい箇所】

内容が分かりにくい箇所	末端+用供	
営業費用におけるその他維持管理費の対象	70	(15.4%)
控除項目の対象	131	(28.9%)
償却対象資産の範囲	94	(20.7%)
固定費の配分基準 (負荷率、施設利用率等による配分)	227	(50.0%)
準備料金の配賦基準 (理論流量比と断面積比等による配賦)	307	(67.6%)
原価の配賦にあたっての特別措置 (基本料金の軽減措置、従量料金の差別料金制)	225	(49.6%)
原価の配賦にあたっての特別措置 (固定費の一部を準備料金の配賦する配分基準)	253	(55.7%)
配賦例における総括原価の分解 (需要家費、固定費、変動費)	179	(39.4%)
参考資料の限界費用の計算	180	(39.6%)
その他(自由回答)	43	(9.5%)

(n=454)

その他(自由回答)

- ・資産維持費の根拠、設定方法(12件)
- ・固定費の配分基準の詳細な説明、具体例(11件)
- ・水道料金のシミュレーションが可能なソフトやアプリ(4件)
- ・基本水量の算定方法(2件)
- ・逦増料金制の設定方法(2件)
- ・詳細な目次、必要な情報やフォーマット(2件)

2) 水道料金の算定方式について

(問2-3) 貴事業体における水道料金対象原価の算出方法について、損益収支方式、資金収支方式、その他、どの方式によっていますか。
その他の場合は概要について記入してください。

【水道料金対象原価の算出方法】

	末端給水		用水供給		合計	
損益収支方式	552	(68.8%)	40	(71.5%)	592	(69.0%)
資金収支方式	181	(22.6%)	12	(21.4%)	193	(22.5%)
その他	69	(8.6%)	4	(7.1%)	73	(8.5%)

(n=802)

(n=56)

(n=858)

規模別集計

給水人口	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
損益収支方式	393	(65.2%)	102	(77.9%)	42	(87.4%)	15	(75.0%)
資金収支方式	151	(25.0%)	22	(16.8%)	3	(6.3%)	5	(25.0%)
その他	59	(9.8%)	7	(5.3%)	3	(6.3%)	0	(0.0%)
	(n=603)		(n=131)		(n=48)		(n=20)	

その他（自由回答）

- ・ 不明（35件）
- ・ 市町村合併に伴い旧市町村から統一料金を設定（7件）
- ・ 資金収支方式をもとに調整（6件）
- ・ 損益収支方式と資金収支方式の併用（5件）
- ・ 受水単価を基準に調整（2件）
- ・ 責任水量制（水道用水供給事業）（2件）

【問2-4】問2-3で回答した算出方法を採用している理由を記入してください。

【損益収支方式を採用している理由】

- ・ 算定要領に準じた総括原価方式が望ましい（323件）
- ・ 更新需要に備えた資金確保のため（41件）
- ・ 資産維持費を総括原価に加えることができる（35件）
- ・ 不明（18件）
- ・ 水道料金設定の根拠が明確で説明がしやすい（17件）
- ・ 損益収支方式が合理的であるため（16件）
- ・ 水道使用者の公平な負担（13件）
- ・ 料金算定期間中の収益的収支の均衡を図るため（12件）
- ・ 経営改善、安定経営を図るため（10件）
- ・ 前例の踏襲（10件）
- ・ 中長期の経営計画や設備投資計画のバランスをとるため（8件）
- ・ 資金収支方式は、年度別の投資額の変動が大きいと適正な料金算定とならないことを懸念（7件）
- ・ 資金収支方式では不透明であるから（6件）

【資金収支方式を採用している理由】

- ・ 資金収支方式は議会等、対外的に説明しやすいため（61件）
- ・ 資金収支方式の方が料金を低く抑えられる（31件）
- ・ 実際の収支との乖離が少ないと考えられるため（23件）

- ・投資・財政計画のバランスに基づき算定（17件）
- ・算定根拠が明確であるため（12件）
- ・不明（12件）
- ・資産維持費を加算した算定にはできなかった（7件）
- ・今後は、損益収支方式にて算定（5件）
- ・前例踏襲（5件）

【その他を採用している理由】

- ・不明（10件）
- ・議会等に説明する際に分かりやすく、理解を得られやすい（5件）
- ・市町村合併に伴い料金を統一するため（4件）
- ・責任水量制を採用（3件）

（問2-5）現行の算定方式を見直す予定はありますか。

また、見直す、見直さないどちらであっても、その理由を記入してください。

【見直し予定の有無】

見直し予定の有無	末端給水		用水供給		合計	
見直す	178	(22.5%)	12	(21.4%)	190	(22.5%)
見直さない	612	(77.5%)	44	(78.6%)	656	(77.5%)
	(n=790)		(n=56)		(n=846)	

算定方式別集計

	損益収支方式		資金収支方式		その他		合計	
見直す	50	(8.8%)	81	(45.5%)	36	(62.1%)	167	(20.8%)
見直さない	516	(91.2%)	97	(54.5%)	22	(37.9%)	635	(79.2%)
	(n=566)		(n=178)		(n=58)		(n=802)	

【見直し予定の有無の理由】

損益収支方式を見直す理由

- ・次回の料金見直しの際に、算定方式も検討する（10件）
- ・更新費用の確保のためには、資金収支方式の方がより望ましいと考えるため（7件）
- ・更新費用を確保するためには、計画に基づき将来の投資額を見込んだ上で資産維持費を算定した方が、水道料金の算出根拠として説明しやすい（4件）
- ・経営戦略の財政収支計画に基づき、算定期間内の収益が確保できるように算定（3件）
- ・給水人口減による料金回収率の低下や物価上昇、更新費用の増大を踏まえ、健全な運営を図るためにどちらの算定方式を採用するかを改めて検討する必要があるため（2件）
- ・維持管理の時代にふさわしい算定基準をもとに算定することが望ましい（2件）
- ・資金収支方式の方が簡明であるため（2件）
- ・「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促

進について」の通知を踏まえて算定する必要があると考えるため

- ・水需要の減少傾向が見込まれる中で、固定費が回収出来なくなるという欠点があるため
- ・議会への説明のため
- ・給水原価と給水収益に乖離があるため
- ・経営審議会により算定方式を決定するため、見直す場合もある
- ・経常収支比率、料金回収率 100%以上で維持し、補填財源残高を給水収益の約一年分を確保するよう検討している
- ・資産維持費は自己資本額の年 2%相当額で計算されているため、施設更新需要に対し不足する懸念があることから、対象資産×資産維持率で再度算定すべきと考えるため
- ・更新事業等の投資が増え、企業債償還額が増加傾向となるため
- ・更新費用の確保と安定した経営のため資産維持費の加算と、用途従量別を口径別とすることも併せて検討が必要と考えている
- ・算定当時に比して施設老朽化の進行度が早く見直しの必要があるため
- ・資金と損益の両方を考慮しながら見直しを続ける
- ・将来の更新需要等を予測し、資金計画は借入を最小限にとどめる形で料金改定することが望ましい
- ・物価や金利の上昇、施設更新に伴う費用の増加に対応するため

損益収支方式を見直さない理由

- ・水道料金の望ましいあり方を示す具体的算定基準として位置づけられている水道料金算定要領（損益収支方式）に従うべき（92件）
- ・現行の算定方式で適切な水準の改定ができており、特に見直す理由がないため（91件）
- ・更新費用の確保のためには、資金収支方式より損益収支方式の方がより望ましい（33件）
- ・一定の資産維持費を見込むことができる損益収支方式により料金算定することが望ましいと考えるため（19件）
- ・現行としては見直す予定はないが、料金改定をする際に改めて検討する（18件）
- ・総括原価方式によることが合理的・適正な水道料金で、財政の健全性を確保できると考えるため（18件）
- ・水道施設の更新を継続的に実施するためには、損益収支方式の方が有用（11件）
- ・住民・議会等の関係者の理解も得やすいため（5件）
- ・安定的な経営や世代間の負担の公平性確保の観点から相応しいと考えるため（3件）
- ・一般的な算定手法として多くの自治体を取り入れているため（3件）
- ・年度間の事業費のばらつきに関わらず、客観的な原価が算出できる損益収支方式のほうが理解を得やすいため（2件）
- ・県内でも上位の料金設定であるため（2件）
- ・資金収支方式等の他の算定方式が適切かどうか判断できないため（2件）
- ・設備の更新及び老朽化対応により投資額の変動の波がくることが分かっているため、この先資金収支方式に切り替えると適正な水道料金算定をとれない可能性が高い
- ・昭和 41 年 7 月 5 日付自治事務次官通達にて、損益収支方式により料金を決定するよう

指導されているため

- ・基本的には、総括原価方式で算定する予定だが、平均改定率の決定は資金収支方式による収支バランスの確認を併せて行う等、検討が必要
- ・基本的には算定方法を見直さない考えだが、近隣事業体の状況を考慮し判断する
- ・現時点では大きな更新工事などの予定がないため
- ・事業資金の確保や経営の安定性の観点から、資金収支方式も検討の余地がある
- ・低廉な料金設定と事業の安定運営を実現するために原価相当の収益の確保が必要
- ・資金収支方式で算定を行うと、今後の更新費用の確保が困難となるため
- ・基本計画を基礎とした資産維持費を想定しており、大幅な料金改定を考えていないため
- ・水道事業においては、拡張整備より、現存資産の更新が主となっているため
- ・当面は見直さないが、損益収支方式では今後、資金収支が悪化する可能性があるため見直す必要が出てくる可能性がある

資金収支方式を見直す理由

- ・施設更新費用等の財源を確保するために、資産維持費を総括原価に算入した損益収支方式が適切であると考えため（40件）
- ・具体的算定基準として位置づけられている水道料金算定要領（損益収支方式）に従うべきと考えるため（13件）
- ・更新費用確保のために総括原価方式を採用することが望ましいが、市民負担増加の度合いを見ながら、どちらの方式を採用するか検討（5件）
- ・より具体的な損益収支方式での算定が可能となったため（3件）
- ・どちらの算定方式が望ましいか計画的に見直しを行う必要があるため（3件）
- ・次回の料金見直しの際に、算定方式も検討する（2件）
- ・更新計画や経営戦略を作成するにあたって、見直す予定（2件）
- ・より効率的な経営を将来にわたって行えるよう選択する
- ・投資計画が大きく変わる場合は資金収支方式が説明しやすい
- ・基本料金、使用料金の算定対象となる固定費や流動費の区分をより実体に合わせたものに見直すため
- ・水需要の減少に伴い収益が低下し、資産維持費用の捻出に懸念を生じているため
- ・料金見直しにあたっては、いくつかのパターンを用意するため
- ・料金の統一に向けた料金水準の適正化を図るために水道料金を改定
- ・資金残高が毎年減少する見込みのため、一定の残高を目途として料金改定を行う予定
- ・資金収支方式による料金設定が原因で純損失が継続して生じている面があるため
- ・資産維持費用の取扱いについて検討する必要があるため
- ・社会情勢の変化で更新事業等に支障をきたす可能性があるため
- ・単年度収支が黒字となった際には総括原価方式により算定された給水原価により料金単価の検討を行う方が望ましい

資金収支方式を見直さない理由

- ・住民、議会等への説明がしやすいため（11件）
- ・次回の料金見直しの際に、算定方式も検討する（10件）
- ・現行方式が妥当と考えている、見直す必要がないため（10件）
- ・更新費用の確保のためには、資金収支方式の方がわかりやすいため（6件）
- ・資産維持費を考慮すると改定率が高くなるため（4件）
- ・健全な経営状況と判断されることから、現時点での見直しは考えていない（3件）
- ・見直した場合の水道料金の値上げについて、慎重に検討する必要があるため（2件）
- ・今後の料金改定は末端統合を予定しており、統合後の事業体の方針によるため（2件）
- ・次回の経営戦略改定時に検討する（2件）
- ・必要な内部留保資金を確保できる料金算定方式を継続したいと考えるため（2件）
- ・現行料金からの算定方式の変更の説明が困難である
- ・経営戦略期間の施設更新費用を算出し更新費用を平準化しているため
- ・現行の方式で一定期間継続して経過を見計らいたい
- ・資金収支方式で変更しない予定だが、損益収支方式でも試算したうえで、現実的な料金を決定したい
- ・資産の現在額への転換や適正な更新投資額を試算していないため
- ・経営の実態に近い内部留保資金を考慮に入れることが妥当であるため
- ・令和6年度から公営企業会計を適用したことにより、見直しを検討予定

その他の方式を見直す理由

- ・水道料金の望ましいあり方を示す具体的算定基準として位置づけられている水道料金算定要領（損益収支方式）に従うべき（12件）
- ・今後、料金改定が必要となった際に算定方法も検討する（6件）
- ・更新費用確保のために、最新計画を踏まえた総括原価方式での算出が望ましい（5件）
- ・経営戦略の改定と併せ、より適正な算定方式を取り入れる必要がある（3件）
- ・更新費用の確保と維持管理費の世代間均衡を図るため、損益収支方式に見直し（2件）
- ・物価上昇に伴う内部留保資金の不足などに対応するため
- ・損益収支方式の方も併せて情報提供できる方が望ましい
- ・事業に必要な費用と市民負担とのバランスを考えて適正な料金を設定する
- ・資産維持費の算入率3%はもっと論理的に説明できる解説が欲しい
- ・赤字が見込まれての改定になると予想しており、損益ベースで説明しやすい
- ・損益収支方式が望ましいと考え、企業債償還の進行に合わせて見直しを検討する

その他の方式を見直さない理由

- ・今のところ現方式を見直す必要はないと考えるため（6件）
- ・今後の耐震化・更新に掛かる投資需要を注視し、必要時に算定方式について検討（2件）

- ・簡易水道事業の料金体系に合わせる必要があるため（2件）
- ・内部留保金をある程度確保し、経営の健全性を確保するため
- ・近隣市町村と比べ特別高い料金ではないため
- ・水道料金算定要領で、総括原価が原則となっているため
- ・将来的に料金改定をする際に見直すかどうかを再度検討する

3) 資産維持費について

【問 2-6】水道料金の原価を損益収支方式で算出している事業体に伺います。資産維持費相当額を算入していますか。

【資産維持費相当額の算入】

資産維持費相当額	末端給水		用水供給		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
算入している	291	(51.5%)	25	(59.5%)	316	(52.1%)
算入していない	274	(48.5%)	17	(40.5%)	291	(47.9%)
	(n=565)		(n=42)		(n=607)	

規模別集計

資産維持費相当額	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
算入している	186	(46.0%)	65	(64.4%)	30	(68.2%)	10	(62.5%)
算入していない	218	(54.0%)	36	(35.6%)	14	(31.8%)	6	(37.5%)
	(n=404)		(n=101)		(n=44)		(n=16)	

【問 2-7】問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。資産維持費の名称、趣旨及び対外的な説明を記入してください。

【資産維持費の名称】

- ・資産維持費（113件）
- ・資本報酬（10件）
- ・事業報酬（事業維持所要額）（5件）
- ・補填財源
- ・資本費用

【資産維持費の趣旨及び対外的な説明】

- ・将来の施設更新・耐震化に必要な財源を確保するため（57件）
- ・給水サービス水準の維持向上及び施設実体を維持するため（25件）
- ・物価上昇による減価償却の不足や工事の施工環境の悪化による工事費の増大等に対応して、実体資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくため（22件）

- ・水道料金算定要領による（19件）
- ・水道事業の健全な運営を確保するため（10件）
- ・資本的支出の財源として必要な利益の確保分（7件）
- ・企業債償還に必要な所要額を確保するため

【問 2-8）問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。
 資産維持費相当額をどのように算定しているか、また、その算定方法とした理由を記入してください。

【資産維持費相当額の算定方法、その理由】

資産維持費相当額の算定方法	算定方法の理由
水道料金算定要領(対象資産×資産維持率) (74件)	水道料金算定要領に示されているため(45件) 将来の更新等に備えた資金を確保するため(3件) 実体資本の維持と事業の安定運営のため(2件) 水道料金改定業務の手引きに沿って料金改定を行ったため(2件) 実体資本の維持及び使用者負担の公平等を確保するため
積み上げ (15件)	更新需要に対応するため(4件) 対外的に説明しやすいため(具体的な数字が出るため)(2件) 建設改良費の不足分等を積み上げし、安定した収入を確保するため 各施設本体の維持のため 収益的収支の収入と支出の差引を資産維持費として計算
自己資本に適正な率を乗じて算定 (10件)	水道料金算定要領による算定では大幅な改定率となるため(2件) 今後の健全な財政運営と利用者の負担度を考慮した
料金算定期間中の資本的収支補てん財源や建設改良費等の不足分(5件)	水道料金算定要領で示す率では改定率が非常に高くなり、物価や金利等による場合は都度の変動が大きくなることから(2件)
水道料金算定要領(対象資産×資産維持率)に独自の調整を加えている(3件)	資産維持率(3%)を1%にして改定率を抑えるため(2件)

【問 2-9）問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。
 資産維持率を設定していますか。
 設定している場合、現行料金における資産維持率は何%ですか。
 また、その率とした根拠を記入してください。

【資産維持率の設定】

資産維持率の設定	末端給水		用水供給		合計	
	設定している	188	(66.7%)	17	(70.8%)	205
設定していない	94	(33.3%)	7	(29.2%)	101	(33.0%)
	(n=282)		(n=24)		(n=306)	

規模別集計

資産維持率の設定	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
設定している	117	(64.6%)	45	(72.6%)	20	(66.7%)	6	(66.7%)
設定していない	64	(35.4%)	17	(27.4%)	10	(33.3%)	3	(33.3%)
	(n=181)		(n=62)		(n=30)		(n=9)	

【現行料金における資産維持率】

資産維持率(%)の設定	事業者数	
5%	2	(1.0%)
3%以上5%未満	4	(2.0%)
3%	41	(20.9%)
2%以上3%未満	18	(9.2%)
1%以上2%未満	66	(33.7%)
1%未満	65	(33.2%)

【その率とした根拠】

資産維持率(%)の設定	その率とした根拠	
5%	標準の3%に将来の更新需要の増大を考慮したため。	
2		
3%以上5%未満	料金算定期間中の建設改良費等の不足額分	
4	レートベース方式に基づく	2
3%	水道料金算定要領	
41	固定資産の大部分を占める配水管等の減価償却率とほぼ同程度であるため 施設更新状況を勘案している。	35
	料金算定期間中の建設改良費の不足額分	
	自己資本利子として2%、危険料(リスク料)3%のうち、危険料相当	
	自己資本利子としての2%と災害リスクとしての1%	
2%以上3%未満	水道料金算定要領を参考	
18	料金の激変緩和のため、算定要領で標準とされている3%より低く設定	3
	料金算定期間中の建設改良費の不足額分	2
	料金算定期間中の建設改良事業の実施や資金残高の確保に必要な収益等を勘案	2
	内部留保資金残高の目安を給水収益1年分とし、その水準が維持できる率	
	施設のダウンサイジングを行っていく予定であるため	
	政府引受企業債利率の直近5カ年平均	
	対象資産の更新状況、社会情勢、物価変動等を鑑みて設定	

資産維持率(%)の設定	その率とした根拠		
1%以上2%未満		算定要領の3%だと改定率が大幅に上がり、現実的ではないため	11
	66	料金算定期間中の建設改良費の不足額分	6
		財政計画における建設改良費の必要額との勘案	5
		水道料金算定要領を参考	5
		市民の負担を極力抑えることを目的に調整した	5
		平均的な自己資本構成比率×繰入率	5
		内部留保資金の最低限度額を確保するように設定	4
		平均的な自己資本構成比率×借入利率	4
		企業債残高とのバランスを考慮した	3
		償却資産額×標準3%×平均的な自己資本構成比率50%	
		自己資本構成比率の目標値(類団平均)を達成するための所要額から逆算	
1%未満		算定要領の3%だと改定率が大幅に上がり、現実的ではないため	14
	65	料金算定期間中の建設改良費の不足額分	9
		水道料金算定要領を参考	6
		内部留保資金の最低限度額を確保するように設定	4
		平均的な自己資本構成比率×借入利率	4
		平均的な自己資本構成比率×繰入率	3
		建設物価の上昇率から設定	3
		財政計画における建設改良費の必要額との勘案	2
		市民の負担を極力抑えることを目的に調整した	2
		アセットマネジメントでの更新需要の検討結果に基づく	2
		自己資本構成比率を達成するための所要額から算出した率	2
		企業債残高とのバランスを考慮した	
		未償却残高に過去の企業債借入に係る利率の平均等を勘案し算出	
		企業債借入利率の平均値より設定	
市町合併後の料金統一を最優先に考えた			

(問 2-10) 問 2-9 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。「対象資産×資産維持率」の「対象資産」の対象は何としていますか。また、その根拠（特に休止資産の扱い）を記入してください。

【「対象資産」の対象、その根拠】

「対象資産」の対象	その根拠
償却対象資産全て (69件)	水道料金算定要領に示されているため(14件)
	遊休となる施設が存在しない(11件)
	将来、遊休施設の再活用や取り壊し等があった場合、費用の負担が生じることから対象資産としている(10件)
	全償却対象資産のうち、遊休資産の割合が低いため(4件)
遊休状態にある資産を除いたもの (8件)	今後利用・更新する必要がないため(5件)
	料金改定時期は、簡水統合のため施設統合を見据えており、不用な施設が発生する可能性があったため。(2件)
償却資産額の料金算定期間の平均残高 (5件)	固定資産合計から土地、建設仮勘定及び量水器を除いたもの(4件)
	詳細不明(3件)
	改定当時遊休状態にある資産を除いたもの

【問 2-11】水道料金算定要領で示している資産維持費の算出方法「対象資産×資産維持率」について、資産維持率を3%に設定し資産維持費を算出した場合、更新費用を確保できると考えますか。

【資産維持率3%での更新費用の確保】

	末端給水		用水供給		合計	
確保できる	417	(78.8%)	27	(77.1%)	444	(78.7%)
確保できない	112	(21.2%)	8	(22.9%)	120	(21.3%)
	(n=529)		(n=35)		(n=564)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
確保できる	285	(74.2%)	79	(91.9%)	38	(95.0%)	15	(78.9%)
確保できない	99	(25.8%)	7	(8.1%)	2	(5.0%)	4	(21.1%)
	(n=384)		(n=86)		(n=40)		(n=19)	

【問 2-12】問 2-11 で確保できないと回答した事業体に伺います。更新費用を確保できると考える資産維持率とその理由を記入してください。

【更新費用を確保できると考える資産維持率、その理由】

更新費用を確保できると考える資産維持率	その率とした理由
10%以上	7 各種施設、管路の更新を行うに足る収支から逆算した 3
6%以上10%未満	9 各種施設、管路の更新を行うに足る収支から逆算した 5
	耐用年数を考慮した更新計画に基づく収支から逆算した 2
	最低限の収支バランスをとる前提で3ポイントを付加した6%とした
	直近3年間の各種施設、管路に要した修繕費及び減価償却費をもとに逆算した 物価上昇分が加味されていないため、3%+物価上昇率5%程度とした
5%以上6%未満	13 各種施設、管路の更新を行うに足る収支から逆算した 6
	更新コストと物価高を考慮 4
	整備計画に基づき、今後5年間における建設改良費から逆算 2
	国で管路の耐震化を進めるという方向性が示されており、予定されている更新事業に管路の耐震化が加われば3%では不足
4%以上5%未満	4 施設管路更新に伴う収支から逆算 2
	給水収益と資本報酬の近年の決算状況から逆算した
	令和5年度決算値における資本的収支から逆算
3%以上4%未満	3 管路耐震化に係る財政措置の基準として、全国平均管路更新率から逆算
	更新等を行うに足る収支から総括原価を算出し、それに対応する資産維持費から逆算
	労務単価、材料費等の上昇が続いており、社会情勢が異なるため(3.5%)
3%未満	4 各種施設、管路の更新を行うに足る収支から逆算した 2
	施設・管路の更新費用及び現時点での収益を総合的に勘案
不明	42 物価高騰の影響等により、現状の施設維持は困難であると判断している。 6
	最近の物価高騰の下では、率の算出は困難 5
	水道施設の老朽化が進行している状況では、3%では更新費用の確保が難しい 5
	各種施設、管路の更新を行うに足る収支から逆算 3
	各施設、管路の老朽化が進行しており、更新費用の算定が追いついていない状況 2
	山間地にあり、資産(各種施設及び管路)が膨大にあるため
	工事価格も上昇しているため資金収支方式により積み上げを行っている
	計画期間内に水道事業の広域化を控えているため
	ダウンサイジング等も必要で算定が困難

【問 2-13】 問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。現行料金（現在の財政計画期間）において、更新に必要な費用を十分確保できていますか。

【更新に必要な費用を十分確保できているか】

	末端給水		用水供給		合計	
確保している	156	(56.7%)	15	(60.0%)	171	(57.0%)
確保していない	119	(43.3%)	10	(40.0%)	129	(43.0%)
	(n=275)		(n=25)		(n=300)	

【問 2-14】 問 2-13 で、更新に必要な費用を「確保できない」と回答した事業体に伺います。更新費用が確保できていない場合、そのような資産維持費相当額の算定にとどまった阻害要因を記入してください。

【阻害要因】

- ・資産維持費（相当額）を算入すると改定前の料金よりも大幅に乖離（値上げ）してしまい説明が困難（45 件）
- ・想定を上回る大幅な物価及び人件費の上昇のため（6 件）
- ・料金改定を実施していなかったため（3 件）
- ・前回改定時から 10 年以上経過し、物価上昇等により更新に必要な費用を確保できないため（2 件）

【問 2-15】 問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入していない」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額を算入していない理由を記入してください。

【資産維持費相当額を算入していない理由】

- ・資産維持費（相当額）を算入すると改定前の料金よりも大幅に乖離（値上げ）してしまい説明が困難（27 件）
- ・当面安定して経営を維持できる見込みであるため（16 件）
- ・政治的判断など特殊な事情により（9 件）
- ・改定当時、資産維持費（相当額）を算出していないため（6 件）
- ・直近で料金改定を行ったため（3 件）
- ・純利益を計上できる最低限の料金改定にしたため

【問 2-16】 問 2-6 で、資産維持費相当額を「算入していない」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額を算入しなくても将来の更新投資を見据えた料金設定といえますか。また、いえる場合は、その理由を記入してください。

【将来の更新投資を見据えた料金設定といえるか】

	末端給水		用水供給		合計	
いえる	53	(21.4%)	10	(58.8%)	63	(23.8%)
いえない	195	(78.6%)	7	(41.2%)	202	(76.2%)
	(n=248)		(n=17)		(n=265)	

【理由】

- ・ 今後の更新投資を算出し、費用として見込んでいるため (29 件)
- ・ 経営戦略等の収支計画を基に将来を見据えた料金改定となっているため (8 件)
- ・ 現行料金体系で十分に資金確保ができており、当面は維持できる水準にあるため (7 件)
- ・ 適切な資産維持費相当額を積立金として積み上げている (5 件)
- ・ 施設更新に十分な内部留保資金があるため (5 件)
- ・ 将来の更新投資の結果、目標とする自己資金残高の確保と企業債のコントロールが行えていけば問題ないと考えるため (2 件)
- ・ 借入金利が低率で推移しているため性急に算入の必要もない
- ・ 企業債の元金償還がなくて、自己資本が多いため
- ・ 県下で、上位の水道料金設定となっているため
- ・ 将来的には検討する必要がある
- ・ 資産維持費については、減価償却費や修繕費等となり、収益収支に反映されると考えているため
- ・ 4 条の不足分について、必要最低限の剰余金をあてて対応

(問 2-17) 水道料金の原価を資金収支方式またはその他で算出している事業体に伺います。資産維持費相当額を算入していますか。
算入している場合はその方法を記入してください。

【資産維持費相当額の算入】

	末端給水		用水供給		合計	
算入している	73	(31.1%)	6	(37.5%)	79	(31.5%)
算入していない	162	(68.9%)	10	(62.5%)	172	(68.5%)
	(n=235)		(n=16)		(n=251)	

算定方式別集計

	資金収支方式		その他		合計	
算入している	63	(33.3%)	8	(28.6%)	71	(32.7%)
算入していない	126	(66.7%)	20	(71.4%)	146	(67.3%)
	(n=189)		(n=28)		(n=217)	

【方法】

- ・建設改良費に含んでいる（42件）
- ・適切な資産維持費相当額を積立金で確保（14件）
- ・将来の更新投資等を見据えたうえで必要となる資金量の確保（5件）
- ・資本的収支不足額－内部留保資金で示される資産維持費相当額も料金対象原価に含めて算定（4件）
- ・修繕費に含んでいる（2件）
- ・繰出基準に基づく一般会計補助金により純利益を確保し利益剰余金に計上し、この積立額（補てん財源）を資産維持費相当額とみなしている
- ・1年間の給水収益と同等の現金を保有できるよう、総括原価に必要最低限の資産維持費を加算
- ・償却対象資産×3%を収益的収支に加算
- ・対象資産×資産維持率(自己資本構成比率×政府企業債利率)をもとに調整
- ・浄水場更新事業費に維持管理費を含めて算定

（問 2-18）問 2-17 で、資産維持費相当額を「算入していない」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額を算入していない理由を記入してください。

【資産維持費相当額を算入していない理由】

- ・資産維持費を算入すると大幅な改定となるため（32件）
- ・改定当時、資産維持費相当額を算出していないため（16件）
- ・改定前の料金よりも大幅に値上げしてしまい住民への説明が困難(10件)
- ・料金算定期間内において必要となる資金所要額をもとに料金対象原価を計算（9件）
- ・前回よりしばらく料金改定をしていない(9件)
- ・合併時、事業統合時の料金体系の統一であったため（7件）
- ・資産維持費相当額の算出が困難なため（6件）
- ・資金収支方式を採用しているため（5件）
- ・投資財政計画時において、収支の均衡と資金残高の維持が図られていたため（4件）
- ・施設更新費用から逆算して算出したため（3件）
- ・政治的判断など、政策的配慮による料金としたため(3件)
- ・近隣自治体と比較して高料金のため困難（2件）
- ・資産維持費相当額を算入しなくても、大幅な増額が見込まれるため（2件）
- ・将来の更新投資について中長期的な見通しをもっていなかったため（2件）
- ・現段階で、一般会計繰出金に頼っている状況であるため
- ・資産維持費を算入しなくとも安定的な財政運営が可能と考えられるため
- ・更新事業等に係る経費には企業債等の財源を見込んでいるため
- ・施設の長寿命化を図りながら、内部留保資金を積み立て、将来の施設更新費をはじめと

する不足額に補填していく

- ・当面の累積欠損金を解消するための料金設定としていたため
- ・大口需要家による地下水専用水道への移行を抑制する目的のものであったため

(問 2-19) 問 2-17 で、資産維持費相当額を「算入していない」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額を算入しなくても将来の更新投資を見据えた料金設定といえますか。
また、いえる場合は、その理由を記入してください。

【将来の更新投資を見据えた料金設定といえるか】

	末端給水		用水供給		合計	
いえる	21	(13.0%)	2	(20.0%)	23	(13.5%)
いえない	140	(87.0%)	8	(80.0%)	148	(86.5%)
	(n=161)		(n=10)		(n=171)	

【将来の更新投資を見据えた料金設定といえる理由】

- ・収支計画には、年次計画に基づいた建設改良費を計上しているため (5 件)
- ・将来の更新費用等を支出に見込んで、料金設定をしているため (9 件)
- ・今後の施設の更新に備え、内部留保資金を確保することも踏まえて料金設定 (2 件)
- ・適正な維持管理で長寿命化を図り、投資を平準化している (2 件)
- ・減価償却費の仕組みを取り入れている以上、内部留保資金は確実にたまっていくため
- ・経営戦略を 5 年毎に見直しを行い、都度の料金改定を見込んでいるため
- ・資産維持費相当額を算入し水道料金対象原価 (総括原価) を算定する方法が望ましい
- ・今後 10 年間までは、事業運営が可能である算定している
- ・更新額に幅をもたせているため
- ・料金算定にあたって、更新事業等に係る経費には企業債等の財源を見込んでいるため

(問 2-20) 次回の料金改定時においても、現行の考え方で資産維持に必要な経費を確保できると考えますか。
また、その理由を記入してください。

【資産維持に必要な経費を確保できるか】

	末端給水		用水供給		合計	
確保できる	103	(15.8%)	15	(32.6%)	118	(16.9%)
確保できない	245	(37.5%)	13	(28.3%)	258	(36.9%)
どちらともいえない	305	(46.7%)	18	(39.1%)	323	(46.2%)
	(n=653)		(n=46)		(n=699)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
確保できる	63	(12.9%)	27	(25.0%)	10	(24.4%)	3	(17.6%)
確保できない	188	(38.6%)	36	(33.3%)	14	(34.1%)	7	(41.2%)
どちらともいえない	236	(48.5%)	45	(41.7%)	17	(41.5%)	7	(41.2%)
	(n=487)		(n=108)		(n=41)		(n=17)	

算定方式別集計

	損益収支方式		資金収支方式		その他		合計	
確保できる	93	(20.7%)	22	(12.0%)	1	(2.8%)	116	(17.3%)
確保できない	149	(33.2%)	81	(44.0%)	17	(47.2%)	247	(36.9%)
どちらともいえない	207	(46.1%)	81	(44.0%)	18	(50.0%)	306	(45.8%)
	(n=449)		(n=184)		(n=36)		(n=669)	

【確保できる理由】

- ・資産の維持管理に必要な金額を建設改良費等で見込んだうえで算定をしているため (22件)
- ・資産維持費は算入しないが、必要な経費を確保できる料金改定を考えている(16件)
- ・現状問題なく、前回の料金改定時に適切な料金設定ができたため (11件)
- ・一定規模の資産維持を見込んだ料金改定を行うため (8件)
- ・確保できるものとするが、資産維持率については検討する必要がある (8件)
- ・内部留保資金で賄えると考えているため(4件)
- ・積み上げ方式の算定のため確保できると考える (3件)
- ・企業債償還に必要な所要額を確保できるため (3件)
- ・日本水道協会の水道料金算定要領に基づき算出するため (2件)
- ・新規設備投資(更新を除く)を行わない限りは可能と考える (2件)
- ・給水人口や施設整備などの状況を踏まえ料金改定は必要になるが確保できる(2件)
- ・現行料金でも資産維持費が含まれており、改定した場合は資産維持率が上げられる
- ・水道法第22条の4の趣旨に沿って算定しているため
- ・毎年の建設改良費(主に更新)に必要な費用額と、現在の対象資産額に資産維持率3%を乗じた額が概ね同じになるため
- ・借入額を増やさず、必要な投資ができているため
- ・より効率的な事業運営により、資産維持に必要な経費を確保できる

4) 料金体系について

(問 2-21) 現行料金について、基本水量を設定していますか。

【基本水量の設定】

	末端給水		用水供給		合計	
設定している	564	(65.4%)	20	(47.6%)	584	(64.5%)
設定していない	299	(34.6%)	22	(52.4%)	321	(35.5%)
	(n=863)		(n=42)		(n=905)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
設定している	471	(71.1%)	71	(53.8%)	13	(27.7%)	9	(40.9%)
設定していない	191	(28.9%)	61	(46.2%)	34	(72.3%)	13	(59.1%)
	(n=662)		(n=132)		(n=47)		(n=22)	

(問 2-22) 問 2-21 で、現行料金の基本水量を「設定している」と回答した事業体に伺います。設定している基本水量（1月あたり）を記入してください。

※ 口径別の料金体系では 13mm～20mm、用途別の料金体系では家庭用

【基本水量】

設定している基本水量(1月あたり)	事業者数	
3m ³ /月	4	(0.7%)
4m ³ /月	3	(0.6%)
5m ³ /月	74	(13.8%)
6m ³ /月	17	(3.2%)
7m ³ /月	9	(1.7%)
8m ³ /月	140	(26.1%)
10m ³ /月	282	(52.4%)
16m ³ /月	3	(0.6%)
20m ³ /月	5	(0.9%)

(n=537)

(問 2-23) 問 2-21 で、現行料金の基本水量を「設定している」と回答した事業体に伺います。基本水量を設定している理由を記入してください。また、廃止の予定はあるかを、あわせて記入してください。

【基本水量の廃止予定】

設定している基本水量(1月あたり)	事業者数	
廃止予定、廃止を含めて検討予定	75	(14.0%)
廃止予定なし	178	(33.1%)

(n=253)

【基本水量を設定している理由】

- ・基本水量制の導入目的は公衆衛生の向上のため（193件）
- ・水道使用の促進と低廉な水の供給（50件）
- ・料金収入を継続的に確保するため（35件）
- ・少量使用者の負担軽減のため（32件）
- ・水道水を使用しなくてもかかる固定経費があるため（27件）
- ・給水義務を果たすための固定的な経費（水質検査、メーター検針に係る経費など）を利用者に平等に負担してもらうため（21件）
- ・過去の料金体系を考慮、継承しているため（13件）
- ・合併時、事業統合時からの料金体系であるため（11件）
- ・水需要の増減が料金収入に影響しにくい料金体系（9件）
- ・使用者の不公平感や料金格差をなくすため（8件）
- ・受益者負担の観点（5件）
- ・節水意識の向上（3件）

（問 2-24）現行料金において、逓増制を導入していますか。

【逓増制の導入】

	末端給水		用水供給		合計	
導入している	591	(68.8%)	1	(2.6%)	592	(65.9%)
導入していない	268	(31.2%)	38	(97.4%)	306	(34.1%)
	(n=859)		(n=39)		(n=898)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
導入している	398	(60.5%)	123	(93.9%)	48	(100.0%)	22	(100.0%)
導入していない	260	(39.5%)	8	(6.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	(n=658)		(n=131)		(n=48)		(n=22)	

（問 2-25）問 2-24 で、現行料金の逓増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。現行料金の逓増制をいつから導入していますか。
また、逓増制を導入している理由を記入してください。

【現行料金の逡増制を導入した年度】

逡増制を導入した年度	事業者数	
1969年以前	40	(9.1%)
1970年～1979年	79	(18.0%)
1980年～1989年	19	(4.3%)
1990年～1999年	70	(16.0%)
2000年～2009年	56	(12.8%)
2010年～2019年	120	(27.5%)
2020年以降	54	(12.3%)

(n=438)

【逡増制を導入している理由】

- ・家庭用料金を低く抑えるため (130 件)
- ・料金収入を安定的に確保するため (67 件)
- ・増加する水需要を抑制するため (44 件)
- ・家庭用料金を低く抑え、料金収入を安定して確保するため (27 件)
- ・水の浪費を抑制し、合理的な水利用の促進を図るため (23 件)
- ・水需要の抑制と、家庭用料金を低く抑えるため (22 件)
- ・大量に使用するほど施設に負担がかかるため (13 件)
- ・大口使用者の負担を高くし、家庭用料金を低く抑えるため (10 件)
- ・利用者全体の公平性を高めるため (10 件)
- ・合併以前から逡増制を導入していたため (4 件)

(問 2-26) 問 2-24 で、現行料金の逡増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。現行料金の逡増度を記入してください。

【現行料金の逡増度】

現行料金の逡増度	事業者数	
1倍未満	1	(0.4%)
1～2倍	116	(50.2%)
2～3倍	42	(18.2%)
3～4倍	28	(12.1%)
4～5倍	10	(4.3%)
5～7倍	16	(6.9%)
7～10倍	7	(3.1%)
10～20倍	4	(1.7%)
20倍以上	7	(3.1%)

(n=231)

最大値	148.8
最小値	0.7
平均値	3.89

【問 2-27】 問 2-24 で、現行料金の逡増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。限界費用（＝最高単価）の算出方法に根拠はありますか。
また、算出方法に根拠がない場合は、どのように単価を設定しましたか。

【限界費用算出方法の根拠】

	末端給水		用水供給		合計	
ある	43	(8.1%)	1	(100.0%)	44	(8.3%)
ない	486	(91.9%)	0	(0.0%)	486	(91.7%)
	(n=529)		(n=1)		(n=530)	

【算出方法に根拠がない場合の単価設定方法】

- ・料金改定時に改正前料金との調整で算出（251 件）
- ・近隣市町、同規模事業体の状況等勘案（26 件）
- ・財政シミュレーションのうえ、必要な金額を賄える値に設定（13 件）
- ・合併前の料金体系に基づき設定（13 件）
- ・一般家庭の水道使用量が少ない方に配慮して調整（13 件）
- ・料金算定期間における、総括原価に見合った単価設定（5 件）
- ・統一料金を策定時、各旧町単価のバランスと全体の収入見込み額（3 件）
- ・大口利用者の使用水量をもとに試算し、過度な負担とならないように設定（3 件）
- ・基本料金の見直しとバランスが取れるよう従量料金単価を設定（3 件）
- ・算定要領による（2 件）
- ・料金体系を何パターンか考え、総括原価との差額を考慮して設定（2 件）
- ・各使用水量区分における既存の料金収入規模に応じて従量料金を按分して算定
- ・政治的な判断により決まった上げ幅に当てはまるように算出
- ・総括原価を口径別の流動比に応じて配賦することにより最高単価を算出
- ・統合による改定で一番高かった区域の一般家庭料金が上がらないよう設定した
- ・大口水道利用者の不公平感の解消対策として、最高料金を 1 段階下の料金に引き下げた
- ・おおよそ想定される水量以上を最大単価とした
- ・仮に単一料金の場合の従量料金単価を算出し、その金額をベースに、逡増度が 1.1 となるように 3 段階の従量料金を設定
- ・水量分布率をもとに、超過累進で単価を算出
- ・実使用数量で妥当なラインとして設定
- ・少量使用と大量使用の施設負担の受容目安として、概ね 2 倍とすることとしている
- ・総括原価を想定水量等から算出した配賦率により配賦して設定
- ・逡増度を引き下げるものとし、一部の使用者が極端な負担増とならない範囲で設定

(問 2-28) 問 2-27 で、「ある」と回答した事業体に伺います。限界費用 (= 最高単価) は、どのような算出方法ですか。
また、その方法を選択した理由を記入してください。

【限界費用の算出方法】

	末端給水		用水供給		合計	
①給水原価={拡張事業別等の建設費(時価)×(利子率+減価償却率)+年管理費}÷拡張事業別等の年間有収水量	12	(29.3%)	0	(0.0%)	12	(28.6%)
②給水原価=料金算定期間における拡張事業別等の経費総額(資本費用を含む)÷料金算定期間における拡張事業別等の有収水量	10	(24.4%)	0	(0.0%)	10	(23.8%)
③その他(自由回答)	19	(46.3%)	1	(100.0%)	20	(47.6%)
	(n=41)		(n=1)		(n=42)	

その他(自由回答)

- ・水系別の給水原価
- ・料金算定期間における給水原価の2倍を限界費用とした。
- ・改定前の用途別料金の逓増度を基準として、各用途、各水量帯で極端な差が出ないように調整した結果、現在の逓増度を設定した
- ・拡張事業に係る支払利息、減価償却費等を踏まえて単価を算出
- ・不足する料金収入分を平均10%となるように設定し、大口(特に101m³以上)利用者の方に多めに負担していただく料金となっている
- ・総括原価方式により必要とする収入を決定し、低所得層に配慮した基本料金を設定するため、その不足分を補える限界費用を設定している
- ・各段階別の料金算定期間の有収水量に改定前の単価を乗じた金額を算出し、全体にしめる各段階別の割合を配賦率とし、この配賦率に変動費と固定費の一部からなる従量料金総額を乗じて各段階別の従量料金を算出し、3ヶ年の有収水量で割って1m³あたりの従量料金を算出した
- ・給水原価=経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+長期前受金戻入)÷年間有収水量
- ・給水原価=経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)÷年間総有収水量
- ・m³当たりの用水料金(変動費)+m³当たりの基本料金(固定費)
- ・限界費用(円/m³)=料金算定期間における1m³料金原価×2.5倍

【選択した理由】

①を選択した理由

- ・水道管の敷設、水道施設の建設に費用を要するため

- ・限界費用とは生産量を一単位増やすために必要な費用のことであるため、給水量を1 m³増やすために必要な費用として算出
- ・対象とする拡張事業がダム建設だったため
- ・直近の料金改定から25年以上経過しており、①の方法を選択した明確な理由は不明ですが、②の方法は、拡張事業等が水系別又は地域別等に明確に区分して実施され、それぞれの地域等において経費が明確になっている場合に適するものであり、同一給水区域に時系列的に拡張事業等を実施している本市においてはなじまないと判断

②を選択した理由

- ・施設維持更新費用確保と客観的公平性及び妥当性の観点から維持管理費、資産維持費、拡張・開発費等を受益者の方に適切に負担していただくため
- ・水道料金算定要領を基本に、総括原価主義により水道料金を算出する中で、限界費用(=最高単価)は、有収水量で除した単価を他の逡増単価と比較対照し、一部調整して算出

③を選択した理由

- ・大口使用者に体系見直しによる減収部分の一部を補ってもらうため
- ・基本料金を低く抑えるため
- ・急速ろ過方式の水系は給水原価が高いから
- ・近隣団体と比較して割安な料金設定だった
- ・拡張事業別に給水原価を算出することが困難であったため
- ・各段階における改定率を総合的に調整するため
- ・生活用水需要者の負担を軽減するための政策的判断
- ・基本水量に基づき、基本料金(固定費)を設定しているため、基本水量超過料金分についてはm³当たりの基本料金(固定費)を徴収する必要があった
- ・「不採算地域」を給水区域に取り込んだ「上水道第4次拡張事業の給水原価」が、最高原価である
- ・不採算性の高い事業に対する財政負担には限界があるため、過去の経緯や実績を勘案し、限界費用は総括原価(平均)の2.5倍を上限
- ・改定前の用途別料金において一般家庭の負担がかなり軽減されていたため、口径別料金に見直したことで、一般家庭の値上げ率が営業用途で使用していた利用者を大幅に上回る改定率となってしまうことを抑制したため
- ・大口利用者の需要を抑制する一方、低廉な生活用水を供給するため。また高齢者や単身世帯の増税等に伴う負担を軽減させるため。

(問 2-29) 問 2-24 で、現行料金の逡増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。逡増度の見直しの予定はありますか。また、見直す、見直さないどちらであっても、その理由を記入してください。

【見直し予定の有無】

	末端給水		用水供給		合計	
見直す	159	(29.4%)	0	(0.0%)	159	(29.3%)
見直さない	382	(70.6%)	1	(100.0%)	383	(70.7%)
	(n=541)		(n=1)		(n=542)	

【見直し予定の有無の理由】

見直す理由

- ・今後の社会情勢等を鑑み、料金改定の際に見直しも含め検討する必要があるため (52 件)
- ・水需要が減少傾向にあり、事業経営の安定化には逓増度の緩和が必要のため (50 件)
- ・大口需要者の負担が大きく、逓増度の緩和を検討する必要があるため (24 件)
- ・料金改定における審議会で検討するよう答申があったため (7 件)
- ・使用者負担の公平性を確保するため (5 件)
- ・水道料金算定要領や新水道ビジョンにおいて、均一料金が求められているため (5 件)
- ・広域化、事業統合により水道料金を統一するため (2 件)
- ・料金の改定時期が迫っているため (2 件)

見直さない理由

- ・安定した収益確保のため (139 件)
- ・格別に見直す理由はない (料金改定時に見直すかを検討予定) (122 件)
- ・家庭用料金 (高齢者のみ世帯など) を低く抑えるため (28 件)
- ・広域化、事業統合を予定しているため (4 件)
- ・使用者から見直しの要望がないため (3 件)

(問 2-30) 問 2-29 で、現行料金の逓増制について「見直す」と回答した事業体に伺います。現行料金の逓増制をどのように見直し予定かを記入してください。

【逓増制の見直し予定】

- ・逓増度を下げる (76 件)
- ・逓増制見直しの具体案は定まっていない (28 件)
- ・逓増度を上げる (14 件)
- ・逓増制の廃止 (均一制への移行) (6 件)
- ・段階的に逓増制を緩和していく (3 件)
- ・逓増逓減型の料金体系 (2 件)
- ・従量料金の水量区画を細分化 (2 件)
- ・大口利用者、一般家庭の使用水量を鑑みて設定する (2 件)
- ・現行 2 段階の逓増制の従量料金を 3 段階の逓増制とする

- ・一定量以上使用する需要者についての割引（月 2,000 m³以上の単価を逡減するなど）
- ・他の事業体の逡増度や現行の逡増度を参考にしながら激変を招かないように対応
- ・近隣事業体と同水準となるように見直す

（問 2-31） 加入金を徴収していますか。

加入金を徴収している場合、その根拠、目的、使途を記入してください。

また、対外的に説明・公開しているか記入してください。

【加入金徴収の有無】

	末端給水		用水供給		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	690	(80.2%)	0	(0.0%)	690	(76.6%)
無	170	(19.8%)	41	(100.0%)	211	(23.4%)
	(n=860)		(n=41)		(n=901)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	507	(77.1%)	117	(88.6%)	45	(93.8%)	21	(95.5%)
無	151	(22.9%)	15	(11.4%)	3	(6.3%)	1	(4.5%)
	(n=658)		(n=132)		(n=48)		(n=22)	

【加入金徴収の根拠】

- ・給水条例、施行規則に基づく（200 件）
- ・加入金算定要領、基準に基づく（152 件）
- ・水道法第 14 条（33 件）

【加入金徴収の目的、使途】

- ・建設改良費に使用（300 件）
- ・新旧水道利用者間の負担の公平性（272 件）
- ・水源開発等に使用（実情としては新規開発は少ない）（86 件）
- ・財政基盤の強化（72 件）
- ・給水の適正を保持する為の施設維持管理（45 件）
- ・料金の低廉化（44 件）
- ・メーター維持管理費用の一部負担（9 件）
- ・修繕等に使用（6 件）
- ・給水装置工事の費用負担（5 件）
- ・給水管を分水させる際の、本管損料分（3 件）

【対外的な説明・公開の有無】

	末端給水	
有	250	(38.3%)
無	402	(61.7%)

(n=652)

(問 2-32) 自己資本構成比率の目標値がありますか。

また、目標値がある場合はその目標値ならびに設定の経緯を記入してください。

【自己資本構成比率の目標値】

	末端給水		用水供給		合計	
目標値がある	26	(3.2%)	1	(2.1%)	27	(3.1%)
目標値はない	784	(96.8%)	47	(97.9%)	831	(96.9%)

(n=810) (n=48) (n=858)

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
目標値がある	19	(3.1%)	1	(0.8%)	2	(4.2%)	4	(18.2%)
目標値はない	597	(96.9%)	123	(99.2%)	46	(95.8%)	18	(81.8%)

(n=616) (n=124) (n=48) (n=22)

【目標値ならびに設定の経緯】

自己資本構成比率目標値	設定の経緯
100%	将来にわたり安定的な水道事業の運営を目指し自己資本構成比率を100%に近づけることを目標としている
85%	R4.3月の水道ビジョン改定の際、今後10年間の投資・収支計画を見込む中で、業務指標の1つとして設定した
80%	水道ビジョン策定時に目指すべき数値目標として設定
79%	企業債と適正な料金のバランスをとるため設定
75%	水道事業中期経営計画の財政収支見通しにおいて定めている
74.1%	経営基盤強化の取組みの目標として、本市や類似団体の実績値等を踏まえて設定した
74%以上	他の水道事業体の平均値などを参考に設定。
70%	全国平均値が70%程度のため、市の総合計画において設定している
70%	令和2年度の実績を基準とし、目標達成可能な目標値を設定令和5年度末:68.9%
70%	給水収益に対して企業債残高が相対的に多い状況にあり、自己資本構成比率の目標値を設定
70%	類似団体の数値を参考に70%前後を目安としている。
60%	令和2年度に策定された経営戦略のなかで目標値として自己資本構成比率を60%を下回らない設定としている
50%	起債への依存度が高いため、数値は低くなっているが、50%を割らないようにしている
60%	前回料金改定時の財務状況から
40%	おおそ一般企業が安定とされている数値40%を目標
40%	概ね40%
-	総務省公営企業年鑑に掲載されている、類似団体の数値よりも上回るようにする
-	類似団体の平均値
-	水道事業経営戦略において、計画の最終年度である令和10年度を目標年次として定め、目標値については、経営戦略で定めた投資財政計画を達成するために必要な値
-	現行ビジョンで最終年度の目標値を設定しているが、計画どおりに進捗した場合の目安として捉えており、適正値は定めていない
-	事業経営の長期的な安定化を図るためには、自己資本の造成が必要なため
-	企業債残高対給水収益比率350%以内の起債

3. 今回行った料金改定の概況について（全 35 問）

1) 今回行った料金改定（平成 31 年 4 月 1 日-令和 6 年 4 月 1 日実施分）について

【問 3-1】今回行った料金改定の目的について、当てはまるものを全て選択してください。

【料金を値上げした場合】

料金を値上げした理由	末端給水		用水供給		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
給水収益が減少傾向にあるため	152	(80.0%)	3	(33.3%)	155	(77.9%)
今後必要となる更新費用の確保のため	159	(83.7%)	6	(66.7%)	165	(82.9%)
料金体系の見直しに伴う改定	54	(28.4%)	2	(22.2%)	56	(28.1%)
市町村合併による料金格差是正のため	18	(9.5%)	0	-	18	(9.0%)
逓増度の緩和のため	19	(10.0%)	0	-	19	(9.5%)
受水費の値上がりに伴う改定	9	(4.7%)	0	-	9	(4.5%)
近隣事業体との料金格差是正のため	7	(3.7%)	0	-	7	(3.5%)
基本水量制に対する不公平感の是正のため (基本水量制の見直し)	19	(10.0%)	1	(11.1%)	20	(10.1%)
その他(自由回答)	26	(13.7%)	2	(22.2%)	28	(14.1%)
	(n=190)		(n=9)		(n=199)	

その他（自由回答）

- ・物価高騰により各費用が増加傾向にあるため（5 件）
- ・将来的に安定した経営が困難であるため（4 件）
- ・累積欠損金、基準外繰入金の解消・削減（3 件）
- ・事業統合による料金統一のため（3 件）
- ・水道施設・基幹管路の耐震化（2 件）
- ・消費税率変更に伴う料金改定（2 件）
- ・料金水準の適正化、基本水量制の見直し（2 件）
- ・用途別から口径別へ負担区分を見直した

【料金を値下げした場合】

料金を値下げした理由	末端給水		用水供給		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
給水収益が増加傾向にあるため	1	(3.7%)	1	(7.7%)	2	(5.0%)
料金体系の見直しに伴う改定	5	(18.5%)	3	(23.1%)	8	(20.0%)
市町村合併による料金格差是正のため	2	(7.4%)	0	-	2	(5.0%)
逓増度の緩和のため	1	(3.7%)	0	-	1	(2.5%)
受水費の値下がりに伴う改定	11	(40.7%)	0	-	11	(27.5%)
近隣事業体との料金格差是正のため	0	-	0	-	0	-
基本水量制に対する不公平感の是正のため (基本水量制の見直し)	3	(11.1%)	2	(15.4%)	5	(12.5%)
その他(自由回答)	8	(29.6%)	10	(76.9%)	18	(45.0%)
	(n=27)		(n=13)		(n=40)	

その他（自由回答）

- ・費用の減少及び改定に伴う料金見直し（10 件）

- ・新規水需要の拡大、水需要増加（3件）
- ・事業統合等による料金統一のため（2件）
- ・構成団体の要望

(問3-2) 今回の料金改定の概略を記入してください。

【料金改定の概略】

基本水量、基本料金			
基本水量の引き下げ	14	(6.6%)	
基本水量の引き上げ	2	(0.9%)	
基本水量廃止	20	(9.5%)	
基本水量採用	1	(0.5%)	
基本料金の引き上げ	127	(60.2%)	
基本料金の引き下げ	14	(6.6%)	
メーター使用料廃止、引き下げ	8	(3.8%)	
基本料金の割合を増やす	12	(5.7%)	
基本料金採用、体系の変更	8	(3.8%)	
従量料金			
従量料金の引き下げ	13	(6.2%)	
従量料金区画の見直し、細分化	11	(5.2%)	
逓増度緩和、逓減制の見直し	21	(10.0%)	
従量制(逓増型)の導入	1	(0.5%)	
従量料金を使用水量別に変更	2	(0.9%)	
用途別から、口径別へ変更	27	(12.8%)	
料金体系を統一(市町村合併等)	19	(9.0%)	
その他			
臨時用等の料金体系の見直し	2	(0.9%)	
用途区分の変更、大口径の区分廃止	2	(0.9%)	
公衆浴場用料金の設定	2	(0.9%)	
大口使用者の逓減制料金制度を導入	1	(0.5%)	
加入金の新設	1	(0.5%)	

(n=211)

(問3-3) 今回の料金改定における水道料金の適用日(施行日)はいつですか。また、前回の水道料金の適用日(施行日)はいつですか。

【今回の料金改定年度】

料金改定年度	末端給水		用水供給	
2019年度	31	(15.1%)	1	(4.3%)
2020年度	38	(18.5%)	4	(17.4%)
2021年度	18	(8.8%)	5	(21.8%)
2022年度	43	(21.0%)	2	(8.7%)
2023年度	38	(18.5%)	7	(30.4%)
2024年度	37	(18.1%)	4	(17.4%)

(n=205)

(n=23)

【前回から今回料金改定までの期間】

料金改定までの期間	末端給水		用水供給	
	件数	(%)	件数	(%)
3年未満	17	(9.0%)	2	(8.7%)
3年以上5年未満	20	(10.6%)	5	(21.7%)
5年以上10年未満	53	(28.2%)	7	(30.4%)
10年以上15年未満	28	(14.9%)	4	(17.4%)
15年以上20年未満	18	(9.6%)	0	(0.0%)
20年以上25年未満	19	(10.1%)	2	(8.7%)
25年以上	33	(17.6%)	3	(13.1%)
	(n=188)		(n=23)	

(問 3-4) 料金算定期間を記入してください。

【料金算定期間】

料金算定期間	末端給水		用水供給	
	件数	(%)	件数	(%)
3年未満	21	(11.7%)	6	(26.1%)
3年以上4年未満	39	(21.8%)	3	(13.0%)
4年以上5年未満	75	(41.9%)	9	(39.1%)
5年以上6年未満	10	(5.6%)	2	(8.7%)
6年以上10年未満	24	(13.4%)	1	(4.4%)
10年以上	10	(5.6%)	2	(8.7%)
	(n=179)		(n=23)	

(問 3-5) 今回の料金改定における料金改定率を記入してください。

【料金改定率】

料金改定率	末端給水		用水供給	
	件数	(%)	件数	(%)
-10%未満	0	-	2	(10.0%)
-10%から-5%未満	7	(3.4%)	3	(15.0%)
-5%から-3%未満	6	(3.0%)	1	(5.0%)
-3%から0%未満	7	(3.4%)	2	(10.0%)
0%から3%未満	7	(3.4%)	2	(10.0%)
3%から5%未満	2	(1.0%)	2	(10.0%)
5%から10%未満	27	(13.3%)	1	(5.0%)
10%から15%未満	48	(23.7%)	1	(5.0%)
15%から20%未満	40	(19.7%)	1	(5.0%)
20%から25%未満	35	(17.3%)	1	(5.0%)
25%以上	24	(11.8%)	4	(20.0%)
	(n=203)		(n=20)	

料金改定率	末端給水	用水供給
最大値	44.0 %	36.5 %
最小値	-10.0 %	-32.6 %
平均値(値上げ)	16.0 %	20.3 %
平均値(値下げ)	-4.2 %	-9.8 %

(問 3-6) 改定前後の給水収益と当年度純利益を記入してください。なお、料金改定時期が年度途中であった場合は、当該年度を除き、前後の年度の数値としてください。

【改定前後の給水収益と当年度純利益（末端給水）】

	回答数	改定前		改定後	
		給水収益	当年度純利益	給水収益	当年度純利益
料金値上げ	142	192,771,315,922	14,853,814,860	209,902,340,937	31,948,876,280
料金値下げ	20	54,646,383,846	7,171,801,623	51,307,540,740	6,057,504,344
計	162	247,417,699,768	22,025,616,483	261,209,881,677	38,006,380,624

平均値		料金値上げ	料金値下げ
		給水収益の増減率	8.9%
	当年度純利益の増減率	115.1%	-15.5%
最大値	給水収益の増減率	56.6%	0.7%
最小値	給水収益の増減率	-20.7%	-17.6%

(n=142) (n=20)

【改定前後の給水収益と当年度純利益（用水供給）】

	回答数	改定前		改定後	
		給水収益	当年度純利益	給水収益	当年度純利益
料金値上げ	10	28,355,618,848	2,743,968,463	29,307,752,823	4,109,625,378
料金値下げ	7	20,489,461,005	5,241,701,380	19,937,930,526	4,377,417,009
計	17	48,845,079,853	7,985,669,843	49,245,683,349	8,487,042,387

平均値		料金値上げ	料金値下げ
		給水収益の増減率	3.4%
	当年度純利益の増減率	49.8%	-16.5%
最大値	給水収益の増減率	185.9%	20.3%
最小値	給水収益の増減率	-8.5%	-15.0%

(n=10) (n=7)

(問 3-7) 今回の料金改定作業は直営、委託のどちらで行いましたか。

【改定作業の実施方法】

実施方法	末端給水		用水供給		合計	
委託	60	(28.4%)	1	(4.0%)	61	(25.8%)
直営	151	(71.6%)	24	(96.0%)	175	(74.2%)

(n=211)

(n=25)

(n=236)

規模別集計

実施方法	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
委託	52	(31.5%)	5	(17.9%)	3	(23.1%)	0	(0.0%)
直営	113	(68.5%)	23	(82.1%)	10	(76.9%)	5	(100.0%)
	(n=165)		(n=28)		(n=13)		(n=5)	

(問 3-8) 問 3-7 で「委託」を選択した場合、その理由を記入してください。

【委託とした理由】

- ・作業量が多く、職員だけでは困難なため（16件）
- ・料金改定のノウハウがないため（15件）
- ・他業務（ビジョン、経営戦略、アセット等）と一括して委託、成果を活用（11件）
- ・民間事業者の専門的な知見を活用（8件）
- ・専門的な知識と審議会等を円滑に運営するため（6件）
- ・精度の高いシミュレーションや分析等を行うため（4件）
- ・改定作業を円滑に進めるため（3件）
- ・外部の客観的な視点を踏まえるため（2件）
- ・職員の負担削減のため（2件）
- ・全国的な動向の情報収集を効率的・効果的に実施するため（2件）

(問 3-9) 料金改定作業を行う上で苦労した点、工夫した点等を記入してください。また、今後、料金改定を実施するに当たり必要な技術を確認・維持する方策として考えられるものを記入してください。

【苦労した点、工夫した点】

- ・積極的に広報活動に努め、住民の理解を得る必要がある（25件）
- ・料金改定時に培ったノウハウの継承が課題である（14件）
- ・議会、審議等での資料作成、合意形成に時間を要した（13件）
- ・料金値上げに対する住民の理解を得ること（10件）
- ・上水道料金・下水道使用料のバランス、改定時期、改定率の調整に苦慮した（8件）
- ・急激に変化する社会情勢や水需要の動向を勘案しなければならない（6件）
- ・経過措置、激変緩和措置の設定、議会等との調整に苦慮した（5件）
- ・広報資料の作成、住民説明会の開催等に苦慮した（5件）
- ・住民の負担増に配慮し、急激な負担増を避けるため段階的な改定とした（4件）
- ・料金改定率と健全経営のバランスを図ること（4件）
- ・利用者の負担を考えつつ、なるべく負担が均等になるようにした（3件）
- ・災害対策、施設更新費用等の必要性を理解してもらうことが困難である（2件）

- ・他の市域との比較をされる場合が多く、他の市域との兼ね合いで調整することが多々あり、苦勞した（2件）
- ・今回の改定は、一律の値上であったが、次回は料金体系について検証を行う必要がある（2件）
- ・資産維持費の設定について、市民（議会）の理解を得ることが難しい
- ・事業統合に向けた調整の中で料金改定の検討条件をある程度決めていたため、説明の前段部分を比較的スムーズに行うことができた
- ・議会から様々な意見をいただき、料金改定分を軽減し、一般会計が負担する時限的措置を講じた
- ・料金改定業務に必要な知識や経験を有する職員がいないため、委託の成果品に対してチェック機能が働かない
- ・住民説明会を議決後行ったが、議決前に行うべきではないかとの意見があった
- ・改定冊子を各家庭に郵便で送ったが、町内回覧など活用すれば費用を抑えることができるのではないかとの批判があった
- ・激変緩和としての一般会計繰入金により料金改定率を抑えた
- ・料金改定についての説明会等の期間（市民の意見を聞く期間）が短かったとの意見が多かった
- ・地下水転換による水道離れが顕著化しており、逡増型料金による水道離れの解消を図るため、水道回帰への料金設定も調査研究を進めていく
- ・料金体系を用途別から口径別に変更したため収入の予測が立てづらくとても苦勞した
- ・料金算定要領を基本としながらも、現行の料金との乖離が大きくなりすぎないように、あらゆるケースを想定し、各単価の設定を行った

【必要な技術を確保・維持する方策】

- ・次期料金改定に向けた検証を定期的に行う（13件）
- ・料金算定期間内において財政計画に基づき料金算定を行い、常々現行料金で経営可能かどうかの検証を行う（8件）
- ・経営戦略を見直すタイミングで料金改定の必要性を検討する（2件）
- ・下水道協会が出している下水道使用料改定シミュレーションソフトの水道バージョンを開発販売していただければ、よりスムーズに料金改定を進められる（2件）
- ・料金改定の議論が定期的になされるよう、市給水条例に「概ね5年ごとに料金体系について検証し、その結果必要な措置を講じるものとする」と明記した
- ・急激な負担増を避けるためにも、今後はより短い期間にて定期的な料金見直しを行う必要性を感じた
- ・日水協に、料金改定に係る疑問点等の相談窓口を継続していただきたい

(問 3-10) 料金の値下げを行った場合、値下げ分の財源として当てはまるものを全て選択してください。

【料金を値下げした場合のみ回答してください。】

値下げ分の財源	末端給水		用水供給		合計	
剰余金	8	(30.8%)	5	(41.7%)	13	(34.2%)
人件費等、費用の削減	9	(34.6%)	5	(41.7%)	14	(36.8%)
企業債の発行	2	(7.7%)	0	(0.0%)	2	(5.3%)
その他(自由回答)	14	(53.8%)	4	(33.3%)	18	(47.4%)
	(n=26)		(n=12)		(n=38)	

その他（自由回答）

- ・受水費の値下げ（7件）
- ・費用の抑制・軽減（4件）
- ・利益が確保できるため（2件）
- ・資本金の取り崩し
- ・一般会計からの繰入金

2) 総括原価について

(問 3-11) 総括原価方式の本来の目的は、事業に要する費用すべての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めることであるが、これについて、貴事業体における説明責任上の観点からの取組を記入してください。

- ・費用を抑える経営努力を行っている（79件）
- ・予算決算に関する事項、経営状況、経営努力等の情報提供の充実（34件）
- ・審議会、議会等、構成団体（受水団体）への説明（27件）
- ・水道利用者への説明会、定期的に住民等に説明（19件）
- ・広報やチラシ、ホームページやSNSなどにより定期的に周知（15件）
- ・施設統廃合やダウンサイジングの検討（広域化を含む）、耐震化など水道事業のサービス向上（14件）
- ・ビジョン、経営戦略等を策定・公表し、それをもとに適正な事業経営の運営に努めている（9件）
- ・民間委託等によって積極的に効率化を図っている（9件）
- ・投資、財政計画の策定、事業内容が見える化し、進捗状況等を公表・説明（8件）
- ・定期的に審議会を開催し、経営状況等を審議（7件）
- ・組織体制の見直し（人員削減、職員定員の適正管理）、ICT・AI活用（4件）
- ・未収金の回収、収納率の向上（3件）
- ・資産維持率の必要性、率の設定根拠を説明（2件）

- ・必要最低限の原価のみ計上している
- ・新たな財源確保(遊休地の処分及び活用等)
- ・企業債借入の増加、自己資金の充当を行い、分賦金引き上げの抑制
- ・一般会計補助金(基準内)にかかる予算要求や国県への要望活動
- ・企業債の発行を抑制、事業費の必要性を説明
- ・料金改定と併せて、隔月徴収等の経費縮減策を実施

(問 3-12) 事業運営に伴う関連収入のうち、控除していない収益項目(科目)はありますか。

【控除していない収益項目の有無】

控除していない収益項目の有無	末端給水		用水供給		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合
有	29	(15.3%)	0	(0.0%)	29	(13.7%)
無	160	(84.7%)	22	(100.0%)	182	(86.3%)
	(n=189)		(n=22)		(n=211)	

規模別集計

控除していない 収益項目の有無	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
有	19	(12.8%)	6	(25.0%)	2	(18.2%)	2	(40.0%)
無	130	(87.2%)	18	(75.0%)	9	(81.8%)	3	(60.0%)
	(n=149)		(n=24)		(n=11)		(n=5)	

(問 3-13) 問 3-12 で、控除していない収益項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。控除していない収益項目(科目)について、当てはまるものを全て選択してください。

【控除していない収益項目の有無】

控除していない収益項目	数	割合
受託工事収益	10	(34.5%)
加入金	12	(41.4%)
工事負担金	8	(27.6%)
その他(科目名)	13	(44.8%)
	(n=29)	

その他(科目名)

- ・長期前受金戻入(8件)
- ・工事検査手数料
- ・国庫補助金・交付金
- ・他会計繰入金
- ・納付金
- ・固定資産売却益
- ・その他の営業収益

【問 3-14】 問 3-12 で、控除していない収益項目（科目）が「有」と回答した事業体に伺います。問 3-13 で回答した収益項目（科目）を控除していない理由を記入してください。

【控除していない収益項目（科目）、控除していない理由】

控除していない収益項目（科目）		控除していない理由
受託工事収益		財務に関連がないため(3件)
		総括原価に含めていないため(2件)
		新たな見込みがないため
		収入実績がない
		水道料金算定要領に基づく算定をしていないため
加入金		今後も収入が見込まれるため(2件)
		収益として見込まなければ重複するため(2件)
		資産形成に直接関連する項目と考えているから
		料金と同様に必要経費に充てているため。
		事業運営に影響するほどの金額がないため
工事負担金		収益として見込まなければ重複するため(2件)
		一時的な工事負担金のため
		今後も収入が見込まれるため
		事業運営に影響するほどの金額がないため
		水道料金算定要領に基づく算定をしていないため
その他	長期前受金戻入	施設更新時に財源となる補助金等を見込むことができないため(3件)
		算定要領に照らして、控除項目に含めていない(3件)
		実収入に含めるには妥当性がないと考えるため
		今後も補助金等を受けられると想定されるものを対象とした 確実に更新財源を回収するため。
	他会計繰入金	今後も収入が見込まれるため
国庫補助金・交付金	補助事業を実施していないため	
納付金	1回の受領のみで、今後更新時の受領を見込めないため	

【問 3-15】 資産維持費以外で事業体独自に算入している原価項目（科目）はありますか。

【独自に算入している原価項目】

独自に算入している原価項目	末端給水		用水供給		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	0	(0.0%)	2	(9.1%)	2	(1.0%)
無	188	(100.0%)	20	(90.9%)	208	(99.0%)
	(n=188)		(n=22)		(n=210)	

規模別集計

独自に算入している原価項目	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
無	148	(100.0%)	24	(100.0%)	11	(100.0%)	5	(100.0%)
	(n=148)		(n=24)		(n=11)		(n=5)	

(問 3-16) 問 3-15 で、独自に算入している原価項目（科目）が「有」と回答した事業体に伺います。事業体独自に算入している、具体的な原価項目（科目）を記入してください。

(問 3-17) 問 3-15 で、独自に算入している原価項目（科目）が「有」と回答した事業体に伺います。事業体独自に算入している目的（理由）を記入してください。

【事業体独自に算入している原価項目、目的（理由）】

事業体独自に算入している原価項目	算入している目的(理由)
基幹的施設の耐震補強工事費	基幹的施設の耐震化工事の予定があったため
資本的収支不足額	資金収支方式で料金単価を算定しているため

問 3-16、問 3-17 をまとめて記載

(問 3-18) 繰越欠損金が発生したことがある事業体に伺います。繰越欠損金がある場合、原価に算入していますか。

【繰越欠損金の原価算入】

繰越欠損金の原価算入	末端給水		用水供給		合計	
算入している	8	(15.7%)	0	(0.0%)	8	(14.3%)
算入していない	43	(84.3%)	5	(100.0%)	48	(85.7%)
	(n=51)		(n=5)		(n=56)	

規模別集計

繰越欠損金の原価算入	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
算入している	8	(17.8%)	0	(0.0%)	0	-	0	-
算入していない	37	(82.2%)	6	(100.0%)	0	-	0	-
	(n=45)		(n=6)		(n=0)		(n=0)	

(問 3-19) 繰越欠損金が発生したことがある事業体に伺います。繰越欠損金を原価に算入している理由、または、原価に算入していない理由を記入してください。

【繰越欠損金を原価に算入している理由】

- ・累積欠損金の早期解消のため（3件）
- ・過去の料金が適正原価よりも低かったために生じた赤字額であった場合には原則算入すべきものとする（3件）
- ・過去に繰越欠損金は発生していないが財政計画上発生見込とした年度は原価に算入

【繰越欠損金を原価に算入していない理由】

- ・総括原価方式により適正な原価でもって料金を算定してきているため（10件）
- ・過去の赤字額を現在の世代に負担させることにはならないと考えたため（2件）

- ・繰越欠損金の解消は必要と考えるが、現実的な料金改定率ではなくなるため算入しなかった。(2件)
- ・過去の赤字を埋めるべく算定するのではなく、今後事業を運営していく上で必要となる総括原価方式で算定するため
- ・赤字は、当年度の利益で補填すべきと考えている
- ・試算を行っている時点では改定後の利益剰余金等により補填が可能と考えていたため
- ・改定率が大幅に上昇するため、資産維持費も算入できていない。その上、繰越欠損金を原価に加えられない。
- ・総括原価の押し上げを抑えるため、圧縮した費用がある中で、赤字額を原価に算入することはできない
- ・先々の給水収益により、繰越欠損金を解消することを想定

3) 固定費配分の特別措置・修正措置の状況について

(問 3-20) 現行料金における固定費の配分基準は水道料金算定要領に沿った算出方法ですか。

【固定費の配分基準;水道料金算定要領に沿った算出方法】

	末端給水		用水供給		合計	
はい	78	(41.1%)	0	(0.0%)	78	(37.0%)
いいえ	112	(58.9%)	21	(100.0%)	133	(63.0%)
	(n=190)		(n=21)		(n=211)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
はい	58	(39.2%)	11	(42.3%)	6	(54.5%)	3	(60.0%)
いいえ	90	(60.8%)	15	(57.7%)	5	(45.5%)	2	(40.0%)
	(n=148)		(n=26)		(n=11)		(n=5)	

(問 3-21) 問 3-20 で「はい」と回答した事業体に伺います。固定費の配分基準は、水道料金算定要領の配賦基準のうち、どの方法によっていますか。

【固定費の配分基準】

固定費の配分基準	末端給水	
①固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法。(負荷率)	20	(26.0%)
②固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法。(施設利用率)	44	(57.1%)
③固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法。(最大稼働率)	9	(11.7%)
④固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法。	4	(5.2%)

(n=77)

【配賦基準の選択理由】

①固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法 (負荷率)

- ・固定費の割合が大きく、そのままでは準備料金と水量料金のバランスが取れず、基本料金が高額となってしまいうため (4件)
- ・本市の給水収益は一般家庭からの収益が大部分を占めているため、固定費のうち、現状の給水量からみた施設余剰分を基本料金で回収したいと考えたため (4件)
- ・②～④の配分方法では準備料金に配分する割合が大きいため、生活水の負担軽減や、これまでの料金体系の経緯を勘案し①を採用している
- ・少量利用者への影響が小さいため。②及び③は、浄水施設能力を基準としており、現在の浄水施設能力と最大配水量・平均配水量との差が大きいことから、住民理解が得られにくい。④は基本料金への配分が過大であり、需要者の影響が大きい
- ・最大配水量に対する平均配水量 (負荷率) を超える固定費を基本料金で回収し、負荷率相当額の固定費を従量料金で回収するため

②固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法 (施設利用率)

- ・平均給水量に対して、浄水施設能力の余剰分とみられる部分は基本料金で回収するのが望ましいと考えたため (8件)
- ・施設能力との乖離分を準備料金で賄うものとした (3件)
- ・生活水の低廉化を考え、準備料金への配分を極力抑制するため (2件)
- ・前回料金改定の配賦水準を踏まえたため (2件)
- ・固定的な発生費用を回収するため、準備料金への配賦率が最も高い方法を採用した
- ・有収水量の減少する下で経営基盤を強化するため、基本料金割合が増加する手法を採用
- ・現行の配分割合と比較して、準備料金が①③は過少に、④は極端に過大となったことを

踏まえ、課題の解消を図る上で②が最適と判断した

- ・現状の負荷率が70～80%前後で、実働に近い数値での算定が必要であると考えため
- ・施設能力の平均的な使用割合（施設利用率）を超える施設能力は、水需要の変動に伴わず必要な能力と考えられるため

③固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法（最大稼働率）

- ・固定費のうち、施設余剰の割合分を準備料金・基本料金で回収するため（5件）
- ・料金改定前の料金体系における固定費の配分比率と乖離すると影響が大きい（3件）
- ・最大給水量に加えて一定の余裕を持つ必要があると考えたため

④固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法

- ・今後の人口減少に伴う使用水量の減少を受けにくく、より安定した料金収入を得るために準備料金の割合が最も高い固定費配分基準を採用した
- ・生活者への配慮から小口径の基本料金を抑えることや近隣事業体との料金格差などを加味する必要があったため上記の方式を選択した

（問 3-22） 選択した配分基準（問 3-21）により、準備料金と水量料金の割合はどうなるかを記入してください。

【準備料金と水量料金の割合】

	準備料金の割合	水量料金の割合
10%未満	0	3
10%以上20%未満	12	1
20%以上30%未満	23	1
30%以上40%未満	24	1
40%以上50%未満	10	5
50%以上60%未満	4	7
60%以上70%未満	2	22
70%以上80%未満	0	26
80%以上90%未満	2	11
90%以上	3	3

最大値	96.0	90.0
最小値	10.0	4.0
平均値	34.7	65.3

(n=80)

(問 3-23) 問 3-20 で「いいえ」と回答した事業体に伺います。①固定費の配分方法、②水道料金算定要領に沿っていない理由および③準備料金への配賦割合を記入してください。

【固定費の配分方法】

- ・固定費の配分、特定の基準に基づいた配分は行っていない (10 件)
- ・改定前の基本料金、使用料金に乘じる形での算定方法となっている (9 件)
- ・固定費、変動費、需要家費などと分けずに費用全体で料金算定を行った (8 件)
- ・改定前の準備料金と水量料金の割合を維持できるように配分 (6 件)
- ・小口径の基本料金を軽減し、従量料金に再配賦している
- ・原浄水及び配給水にかかるものについては準備料金、それ以外を水量料金としている
- ・施設利用率と負荷率の平均
- ・水道料金算定要領記載の負荷率と費用の部門の平均値で算出
- ・料金算定期間内における最大稼働率と負荷率の平均
- ・市町村合併前の料金から統一料金とする際に配分した任意の方法 (詳細は不明)
- ・他事業体の料金体系をモデルとして、現状の基本料金・従量料金から試算
- ・改定前の料金と乖離するため採用していない
- ・基本料金の割合を改定前料金より増やすため、固定費の準備料金の配賦を増やした
- ・需要家費と変動費以外の経費を固定費とした

【水道料金算定要領に沿っていない理由】

- ・改定前料金から改定率を乗じた額を乗じた額を改定後の料金としているため (11 件)
- ・要領に沿った基準で算出すると、既存の水道料金体系と大きく異なるため (8 件)
- ・算定要領に沿った内容だと、基本料金が大幅な値上げとなってしまうため (7 件)
- ・料金統一が改定の目的であったため (7 件)
- ・基本料金と従量料金の割合を改定前割合と大きな変更がないように改定した (6 件)
- ・少量使用者の負担割合が増加するため (5 件)
- ・水道料金算定要領を知らなかった (4 件)
- ・全体で利益が出るかどうかで試算しているので固定費等経費を区分していない (4 件)
- ・収支均衡を主眼に置いた料金改定であったため (2 件)
- ・基本料金の割合を増加させるため
- ・基本料金が著しく高くなることから従量料金にも配分している
- ・需要者への負担を考慮したため
- ・固定費の占める割合が大きいため、独自の算出方法とした
- ・当面の赤字解消を優先するため

【準備料金への配賦割合】

	準備料金の割合
10%未満	0
10%以上20%未満	2
20%以上30%未満	12
30%以上40%未満	7
40%以上50%未満	4
50%以上60%未満	2
60%以上70%未満	1
70%以上80%未満	0
80%以上90%未満	0
90%以上	1

最大値	90.0
最小値	10.0
平均値	33.8

(n=29)

(問 3-24) 口径別料金体系を採用している場合、口径に応じて固定費の配分基準を変更していますか。

【口径に応じた固定費の配分基準】

口径に応じた固定費の配分基準	末端給水		用水供給		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合
変更している	48	(33.3%)	0	(0.0%)	48	(33.1%)
変更していない	96	(66.7%)	1	(100.0%)	97	(66.9%)
	(n=144)		(n=1)		(n=145)	

規模別集計

口径に応じた固定費の配分基準	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
変更している	35	(31.3%)	9	(52.9%)	4	(33.3%)	0	(0.0%)
変更していない	77	(68.8%)	8	(47.1%)	8	(66.7%)	3	(100.0%)
	(n=112)		(n=17)		(n=12)		(n=3)	

(問 3-25) 受水費の配分基準はどの方法を選択していますか。

【受水費の配分基準】

受水費の配分基準	末端給水		用水供給		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合
①基本料金分は固定費へ配分	40	(50.6%)	0	(0.0%)	40	(48.8%)
②責任水量分は固定費へ配分	9	(11.4%)	3	(100.0%)	12	(14.6%)
③その他(独自の配分方法)	30	(38.0%)	0	(0.0%)	30	(36.6%)
受水していない	58	-	6	-	64	-
	(n=79)		(n=3)		(n=82)	

規模別集計

受水費の配分基準	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
①基本料金分は固定費へ配分	24	(47.0%)	11	(68.7%)	5	(55.6%)	0	(0.0%)
②責任水量分は固定費へ配分	6	(11.8%)	1	(6.3%)	0	(0.0%)	2	(66.7%)
③その他(独自の配分方法)	21	(41.2%)	4	(25.0%)	4	(44.4%)	1	(33.3%)
受水していない	52	-	3	-	3	-	0	-
	(n=51)		(n=16)		(n=9)		(n=3)	

その他(独自の配分方法)

○全額変動費へ配分(8件)

○固定費と変動費に配分

- ・全て固定費へ配分(2件)
- ・固定費6:変動費4で配分している(2件)
- ・受水費の資本費部分は固定費に、それ以外は変動費に配分
- ・固定費と変動費に2分の1ずつ配分
- ・9割を固定費、1割を変動費
- ・過去の実績割合で固定費を配分
- ・固定費配分率で準備料金と水量料金に配分している。

○費用全体で料金算定

- ・固定費、変動費、需要家費に分けずに費用全体で料金算定を行った(2件)
- ・受水費を区分して配分していない(2件)
- ・今回の改定では、全体一律の値上げとしているため、固定費等としての算定は行っていない
- ・10年間の経費と水需要を基に、資金が2億に達する給水収益を設定した場合の改定率を、従前の料金区分に一律に乗じる改定とした
- ・受水費は100%県水である為、配分基準はない
- ・基本料金分及び責任水量分ともに固定費へ配分
- ・水道料金算定要領に沿った算出方法を行っていない

【問 3-26】固定費のうち、準備料金の配賦基準は水道料金算定要領に沿った配賦方法ですか。

水道料金算定要領と異なる場合、その配賦方法および水道料金算定要領に沿っていない理由を記入してください。

【準備料金の配賦基準;水道料金算定要領に沿った算出方法】

	末端給水		用水供給		合計	
はい	76	(44.4%)	0	(0.0%)	76	(41.8%)
いいえ	95	(55.6%)	11	(100.0%)	106	(58.2%)
	(n=171)		(n=11)		(n=182)	

規模別集計

	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
はい	56	(42.7%)	10	(41.7%)	7	(58.3%)	3	(75.0%)
いいえ	75	(57.3%)	14	(58.3%)	5	(41.7%)	1	(25.0%)
	(n=131)		(n=24)		(n=12)		(n=4)	

(問 3-27) 問 3-26 で「はい」と回答した事業体に伺います。水道料金算定要領の配賦方法のうち、どの方法によっていますか。また、「①理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法」を選択した場合、使用した補正係数の根拠及び補正係数を使用して算出した理由を記入してください。

【配賦方法】

配賦方法	末端給水	
①理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法	57	(76.0%)
②理論流量比と断面積比を考慮して配賦する方法	12	(16.0%)
③理論流量比と最大給水日もしくは最大給水時間における各使用者群ごとの結合需要の比を考慮して配賦する方法	6	(8.0%)
	(n=75)	

規模別集計

配賦方法	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
①理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法	41	(74.6%)	8	(80.0%)	6	(85.7%)	2	(66.7%)
②理論流量比と断面積比を考慮して配賦する方法	8	(14.5%)	2	(20.0%)	1	(14.3%)	1	(33.3%)
③理論流量比と最大給水日もしくは最大給水時間における各使用者群ごとの結合需要の比を考慮して配賦する方法	6	(10.9%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	(n=55)		(n=10)		(n=7)		(n=3)	

(問 3-28) 水量料金に配分した固定費をどのように配賦していますか。また、そのようにした理由を記入してください。

【水量料金に配分した固定費の配賦方法】

水量料金に配分した固定費の配賦方法	末端給水		用水供給		合計	
①水道料金算定要領のとおり(均一に配分)	86	(58.1%)	3	(50.0%)	89	(57.8%)
②各口径の平均使用量を考慮	18	(12.2%)	0	(0.0%)	18	(11.7%)
③その他(自由回答)	44	(29.7%)	3	(50.0%)	47	(30.5%)
	(n=148)		(n=6)		(n=154)	

規模別集計

水量料金に配分した固定費の配賦方法	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
①水道料金算定要領のとおり(均一に配分)	67	(59.3%)	11	(52.4%)	6	(60.0%)	2	(50.0%)
②各口径の平均使用量を考慮	14	(12.4%)	3	(14.3%)	1	(10.0%)	0	-
③その他(自由回答)	32	(28.3%)	7	(33.3%)	3	(30.0%)	2	(50.0%)
	(n=113)		(n=21)		(n=10)		(n=4)	

【理由】

その他（自由回答）

- ・従量料金区分の単価バランスを見ながら配賦
- ・基本料金分（6割）を除くすべて
- ・料金体系は単一従量料金
- ・水道料金に固定費を配賦していない
- ・全体一律の値上げとしているため、固定費等としての算定は行っていない
- ・10年間の経費と水需要を基に、資金が2億に達する給水収益を設定した場合の改定率・従前の料金区分に一律に乗じる改定としたため
- ・料金回収率が著しく低く、最優先事項として料金回収率の改善を取り組んだため
- ・特段の配賦を行っていない

【上記理由】

- ・最終的に修正措置（逡増制）が入る以上、一旦算定要領のとおり配賦すべき
- ・改定率を抑えるため
- ・少量使用者にもコストに見合った負担を求めるため
- ・算定要領の記載内容に従ったため
- ・用水供給のため、需要家の規模を考慮にいれていないため
- ・構成団体（用水供給事業）との協議による
- ・県企業局の施設を行政財産使用許可により使用して、浄水処理は県企業局に委託しているため

**（問 3-29）現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。
特別措置・修正措置の状況を記入してください。**

【特別措置・修正措置の状況】

- ・13mm～25mmについては、改定前料金を上回らないよう設定（5件）
- ・水道料金算定要領によらず、総括原価を賄えるよう改定前料金との調整で算出（4件）
- ・基本料金の引き上げ幅についても、中・大口径と比較して抑えているが、具体的な軽減率等は算出していない（2件）
- ・準備料金の割合を下げ、その分水量料金の割合を上げている（2件）
- ・資本費用のうち資産維持費の配賦について、準備料金に加え水量料金への配賦でも控除している（2件）
- ・準備料金配賦経費のうち、減価償却費、資本費用（支払利息、資産維持費）を軽減する修正措置を行っている（2件）
- ・基本料金及び従量料金の割合を固定費配分の割合と同等と考え、全体で修正措置を行っている

- ・算定要領により算定した料金にすると改定率が高すぎるため、あくまでも参考値としている
- ・従量料金を各段階 1 m³当たり 20 円引き上げたが、小口径（φ13～25mm）の 10 m³までの区分については据え置いた
- ・基本料金が高くなならないよう、準備料金賦課経費を調整している
- ・特別措置として、従量料金の基本水量の設定及び逡増逡減制を導入している
- ・現行の料金単価からバランスを考え、軽減している
- ・改定前料金体系による料金算定期間の基本料金収入推計値と従量料金収入推計値の比率を用いて配賦

(問 3-30) 現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。特別措置・修正措置を行っている理由を記入してください。
なお、特別措置・修正措置を行わなかった場合の影響（それぞれで料金表を作成し、料金改定時の有収水量で試算するとどれだけの影響が出るか。）を把握している場合は、あわせて記入してください。

【特別措置・修正措置を行っている理由】

- ・特別措置を行わなければ、一般家庭層（小口径群）の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため（15 件）
- ・算定要領により算定した料金にすると改定率が高すぎるため、あくまでも参考値としている
- ・逡増制・基本水量を激変させることは難しい
- ・近隣との料金バランスにも配慮が必要である
- ・大口需要者は地下水利用にシフトする傾向があるため、大口使用者向けには逡減制も導入した
- ・要領に沿った場合、基本料金が大幅に高くなってしまうため。
- ・資産維持費を算入すると、改定率が大幅な上昇になってしまうため
- ・改定率を抑制するため水道料金改定要領によらず算定した
- ・特別措置を取らない場合、準備料金に配賦される比率が高くなり、経営の安定性の面から望ましくないため
- ・特別措置を行わなければ料金が大幅に値上がりになってしまうため。

(問 3-31) 現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。問 3-29 で回答した費用を軽減措置の対象とした理由を記入してください。

【軽減措置の対象とした理由】

- ・費用構成による軽減措置は行っていない（4 件）

- ・一般家庭（小口径群）の基本料金の大幅値上げを避けるため（3件）
- ・基本料金における改定率の調整、抑制するため（3件）
- ・算定要領を参考に措置した（2件）
- ・特定の費用ではなく割合を低減させた
- ・対象資産について、耐用年数を超えて使用できる可能性があるため
- ・料金改定率について、20%程度を上限に検討したため
- ・算定要領によらず算定している
- ・算定要領により算定した料金にすると改定率が高すぎるため、あくまでも参考値として
いる

**（問 3-32）現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。
当該措置により、準備料金と水量料金の割合は問 3-22 の割合からどうなるかを
記入してください。**

【特別措置・修正措置前後の準備料金と水量料金の割合】

	特別措置・修正措置前		特別措置・修正措置後	
	準備料金の割合	水量料金の割合	準備料金の割合	水量料金の割合
10%未満	0	1	1	0
10%以上20%未満	1	1	0	0
20%以上30%未満	3	0	5	0
30%以上40%未満	3	0	6	0
40%以上50%未満	4	0	1	0
50%以上60%未満	0	3	0	1
60%以上70%未満	0	4	0	6
70%以上80%未満	0	3	0	5
80%以上90%未満	1	1	0	0
90%以上	1	0	0	1

最大値	96.0	82.0	49.0	93.0
最小値	18.0	4.0	7.0	51.0
平均値	43.4	56.6	28.8	71.2

(n=13)

(n=13)

（問 3-33）現行料金の固定費配分で今後も適切に料金回収できる見込みですか。次回以降の料金改定でも現行の固定費配分で問題ないかを記入してください。

【現行料金の固定費配分の将来見込み】

- ・人口減少、少量使用者層が多いため、準備料金の固定費配分割合では、いずれ経営が厳しくなる（47件）
- ・給水人口が年々減少傾向にあり、将来的には厳しい（10件）

- ・適切に料金回収できる見込みと考えるが、将来の料金改定の際には検討していきたい (10 件)
- ・どちらとも言えない、現段階では判断は難しい (7 件)
- ・安定的な収入確保、経営の持続性のため、基本料金割合を段階的に上げる必要がある (6 件)
- ・将来的には固定費の配分割合を高くすべき (5 件)
- ・現行では準備料金への固定費配分割合が低いため、次回以降見直すかどうかを再度検討する余地はある (5 件)
- ・一般家庭への影響も考慮したうえで、基本料金の割合を可能な範囲で引き上げていきたい (5 件)
- ・現行の固定費配分で問題ない (5 件)
- ・投資財政計画を策定し判断 (3 件)
- ・算定要領に基づいた望ましい分配比を目標に料金改定の検討を行うべき (3 件)
- ・次回料金改定時に検討 (2 件)

(問 3-34) 次回の料金改定時に、固定費の配分方法について見直す予定はありますか。
また、見直す、見直さないどちらであっても、その理由を記入してください。

【見直し予定の有無】

見直し予定の有無	末端給水		用水供給		合計	
見直す	38	(22.4%)	0	(0.0%)	38	(20.4%)
見直さない	15	(8.8%)	7	(43.8%)	22	(11.8%)
未定	117	(68.8%)	9	(56.2%)	126	(67.8%)
	(n=170)		(n=16)		(n=186)	

規模別集計

見直し予定の有無	末端給水							
	10万人未満		10万人以上25万人未満		25万人以上50万人未満		50万人以上	
見直す	30	(23.4%)	4	(15.4%)	3	(25.0%)	1	(25.0%)
見直さない	15	(11.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
未定	83	(64.9%)	22	(84.6%)	9	(75.0%)	3	(75.0%)
	(n=128)		(n=26)		(n=12)		(n=4)	

【見直し予定の有無の理由】

見直す理由

- ・使用者の多くが少量使用者層であり、将来の状況を考えると、準備料金への固定費の配分割合を高くして、固定費をできるだけ基本料金の中で回収していかないと経営的に厳しくなるため (17 件)
- ・使用水量の減少が今後も見込まれる中で、安定的な収益確保を図るため、基本料金の比率を徐々に引き上げていきたい (5 件)

- ・今回の改定は、一律 15%の値上げ改定であったため、準備料金と従量料金の割合の変更はしておらず、次回改定時は考慮すべきであるため
- ・物価高騰や減収減益が続く厳しい経営状況の中、安定的な運営を目指し、準備料金で一定程度の収益を確保できるよう見直す必要があるため
- ・動力費、薬品費、受水費を全額変動費に配分するなど配分方法に問題点もあるため、固定費そのものを見直し、配分方法についても見直したい
- ・料金の不足分は企業債を財源としているため、企業債残高が年々増加していることから、次回の料金改定では特別措置を見直す予定
- ・外部有識者会議からも次期財政計画策定における固定費配分の見直し検討の必要性について指摘されており、見直しを実施予定
- ・世帯構成が一人に限りなく近づいており、逓増制では経費回収が図れなくなりつつあるため準備料金の割合を高める必要がある
- ・採用した配分基準により算出された率に段階的に調整を行う予定

見直さない理由

- ・将来の料金改定の際には見直しの有無を検討したい（2件）
- ・単一料金かつ従量制のため（2件）
- ・現行の考え方で問題ない（2件）
- ・料金算定要領により算出される本来必要な料金を、実際の料金とするのは難しい
- ・使用者の多くが少量使用者層であり、基本水量制であることから現行の準備料金への固定費配分で問題ないと考えているため

(問 3-35) 問 3-34 で、固定費の配分方法について「見直す」と回答した事業体に伺います。固定費の配分方法をどのように見直す予定かを記入してください。

【固定費の配分方法の見直し予定】

- ・準備料金への配分を増やす（30件）
- ・準備料金への配分を減らす（3件）
- ・今後検討（2件）
- ・本来は算定要領に定められた方法で固定費から配分する準備料金を先行して設定すべき

4. 算定した水道料金の検証及び周知について（全 17 問）

1) 算定した水道料金の検証について

(問 4-1) 直近の料金改定時に審議会等で検証を行いましたか。

【審議会等での検証】

直近の料金改定時に審議会等で検証	末端給水		用水供給		合計	
行った	205	(76.8%)	5	(20.0%)	210	(71.9%)
行っていない	62	(23.2%)	20	(80.0%)	82	(28.1%)
	(n=267)		(n=25)		(n=292)	

(問 4-2) 問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。検証は常設の審議会によるものですか。

また、常設である場合は、その審議会の設置根拠及び位置づけを記入してください。

【料金改定時の審議会】

料金改定時の審議会	末端給水		用水供給		合計	
常設	110	(53.7%)	3	(60.0%)	113	(53.8%)
常設でない	95	(46.3%)	2	(40.0%)	97	(46.2%)
	(n=205)		(n=5)		(n=210)	

【審議会の設置根拠及び位置づけ（自由回答）】

設置根拠		
条例		93
設置規程、要綱		8
法律上、設置しなければいけないものであるため		1
位置づけ		
定期的に意見・助言を受けるため		25
事業運営に必要な事項を審議いただくため		25
水道事業の適正な運営、経営を図るため		16
諮問・答申を受けるためのもの		10
水道料金の適正化について審議		8
経営方針、体制、計画の策定等に関する調査・審議		3

(問 4-3) 問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会等は、何回開催しましたか。

【審議会等の開催回数】

審議会等の開催回数	末端給水		用水供給		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
1回	12	(6.1%)	2	(40.0%)	14	(6.9%)
2回	24	(12.1%)	1	(20.0%)	25	(12.3%)
3回	30	(15.2%)	1	(20.0%)	31	(15.3%)
4回	41	(20.7%)	0	-	41	(20.2%)
5回	32	(16.2%)	0	-	32	(15.8%)
6回	22	(11.1%)	1	(20.0%)	23	(11.3%)
7回	18	(9.1%)	0	-	18	(8.9%)
8回	9	(4.5%)	0	-	9	(4.4%)
9回	3	(1.5%)	0	-	3	(1.5%)
10回以上	7	(3.5%)	0	-	7	(3.4%)
	(n=198)		(n=5)		(n=203)	

(問 4-4) 問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会等の委員の構成と人数を記入してください。

【審議会等の委員の人数】

審議会等の委員の人数	末端給水		用水供給		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
1～4人以上	5	(2.6%)	1	(20.0%)	6	(3.0%)
5～9人以上	60	(30.8%)	4	(80.0%)	64	(32.0%)
10～14人以上	92	(47.2%)	0	-	92	(46.0%)
15～19人以上	35	(17.9%)	0	-	35	(17.5%)
20人以上	3	(1.5%)	0	-	3	(1.5%)
	(n=195)		(n=5)		(n=200)	

【審議会等の委員の構成と人数】

審議会等の委員の構成と人数	末端給水+用水供給			
	総人数	事業体数	人数平均	
	a	b	a/b	a/n
学識経験者(大学教授准教授等)	313	143	2.2	1.6
公認会計士	30	29	1.0	0.2
弁護士	6	6	1.0	0.0
税理士	50	48	1.0	0.3
議員	138	49	2.8	0.7
地元大口需要者	137	64	2.1	0.7
一般使用者代表	896	164	5.5	4.5
地方公共団体職員	124	46	2.7	0.6
その他(自由回答)	478	92	5.2	2.4
合計	2,172	200	10.9	10.9

その他（自由回答）

	事業者数	人数合計	人数平均
各種団体の代表	21	182	8.7
自治体・町内会などの民間団体	42	158	3.8
公募・一般使用者	15	30	2.0
水利権代表者	8	28	3.5
経験者（優れた識見を有する者）	8	23	2.9
金融機関	4	5	1.25
ライフライン（電力・ガス）	4	4	1.0
報道機関	3	4	1.3
合計	105	434	4.1

（問 4-5）問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会では、どのようなことが争点になったか記入してください。

【審議会の争点】

- ・老朽化・耐震化（49 件）
- ・一般家庭、低所得者への負担・配慮（40 件）
- ・広報、情報公開（38 件）
- ・基本料金、基本水量（28 件）
- ・物価高騰における値上げの妥当性・影響（27 件）
- ・料金改定率（27 件）
- ・料金体系（27 件）
- ・基本料金と従量料金の比率（15 件）
- ・改定時期、料金算定期間（12 件）
- ・経営の安定性・効率化（7 件）
- ・コロナ禍における配慮（7 件）
- ・口径別による負担の公平性（4 件）
- ・合併後の料金統一（4 件）
- ・資産維持費について（3 件）
- ・受水費に関すること（3 件）

（問 4-6）問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会答申の料金改定率（答申で示されている場合）と原案（事業体が必要と考える）改定率を記入してください。

【審議会答申の料金改定率、原案（事業者が必要と考える）改定率】

料金値上げ

	末端給水+用水供給		
	最大値	最小値	平均値
①審議会答申の料金改定率	74.00	1.10	17.89
②原案(事業者が必要と考える)改定率	74.00	1.10	20.28
審議会答申と原案の改定率の差 ①-②	10.00	-50.00	-2.38

(n=153)

審議会答申と原案の改定率の差	末端給水+用水供給
差なし	120
-5%未満	29
5%以上10%未満	2
10%以上	2

(n=153)

料金値下げ

	末端給水+用水供給		
	最大値	最小値	平均値
①審議会答申の料金改定率	-0.30	-32.58	-7.04
②原案(事業者が必要と考える)改定率	-0.30	-32.58	-7.04
審議会答申と原案の改定率の差 ①-②	0.00	0.00	0.00

(n=12)

審議会答申と原案の改定率の差	末端給水+用水供給
差なし	12

(n=12)

(問 4-7) 問 4-6 で、審議会等答申の料金改定率と原案改定率が異なった場合で、料金改定の基礎となる財政計画等の修正を行ったかどうか記入してください。
また、修正を行わなかった場合はその理由を記入してください。

【料金改定の基礎となる財政計画等の修正】

料金改定の基礎となる財政計画等の修正	末端給水		用水供給	
	件数	割合	件数	割合
行った	22	(66.7%)	0	-
行っていない	11	(33.3%)	0	-

(n=33)

(n=0)

【行っていない理由】

- ・ 10年計画であり、5年経過時に実績を考察のうえ財政計画を見直す予定（3件）
- ・ 次回料金改定時期も併せて答申した
- ・ 修正を必要とする誤差ではないと判断したため
- ・ 次回見直し時に修正を反映することとした

- ・定期的に経営審議会を開催し、経営状況を判断することとした
- ・不足する分は一般会計から補助金を受けることとした
- ・構成団体からの補てん金を増減する

(問 4-8) 直近の料金改定時に住民説明会等を実施しましたか。

【公聴会等の実施】

公聴会等の実施	末端給水		用水供給		合計	
住民説明会	70	(52.2%)	0	-	70	(41.2%)
公聴会	3	(2.2%)	0	-	3	(1.8%)
パブリックコメント	36	(26.9%)	2	(20.0%)	38	(22.4%)
その他(自由回答)	50	(37.3%)	9	(90.0%)	59	(34.7%)
	(n=134)		(n=10)		(n=170)	

その他(自由回答)

その他(自由回答)	末端給水	用水供給
広報紙	18	
会議体(区長会、商工会、タウンミーティング等)	15	
チラシ	13	
議会、議会常任委員会等	10	
ホームページ	7	1
大口需要者に個別説明	6	
ラジオ、動画配信、地方紙への情報提供	3	
パネル展示	1	
アンケートを実施	1	
受水団体との協議、説明会		9
	(n=50)	(n=9)

(問 4-9) 問 4-8 で、住民説明会、公聴会、その他を「行った」と回答した事業体に伺います。住民説明会等は、何回開催しましたか。

【公聴会等の実施回数】

公聴会等の実施回数		最大値	最小値	平均値
末端給水	住民説明会	60	1	10.1 (n=67)
	公聴会	2	1	1.5 (n=2)
	その他	24	1	4.1 (n=30)
用水供給	受水団体との協議、説明会	8	1	4.3 (n=7)

(問 4-10) 問 4-8 で、パブリックコメントを「行った」と回答した事業体に伺います。パブリックコメントの募集期間はどのくらいですか。

【パブリックコメントの募集期間】

	末端給水+用水供給		
	最大値	最小値	平均値
パブリックコメントの募集期間(日)	60	11	30.5

(n=36)

(問 4-11) 問 4-8 で、住民説明会等を「行った」と回答した事業体に伺います。住民説明会等で出された意見等が料金に反映されましたか。

【住民説明会等で出された意見等の反映】

住民説明会等で出された意見等の反映	末端給水		用水供給		合計	
はい	15	(20.3%)	3	(75.0%)	18	(23.1%)
いいえ	59	(79.7%)	1	(25.0%)	60	(76.9%)

(n=74)

(n=4)

(n=78)

(問 4-12) 議決にあたり、上程された議案からの修正または付帯決議等が行われた場合はその内容と対応を記入してください。

【議案からの修正または付帯決議等の内容と対応】

- ・ コロナ禍や物価高騰等に伴う負担軽減措置の検討、支援 (4 件)
- ・ 水道料金の改定について、市民に対する丁寧な説明と周知の徹底を図る (3 件)
- ・ 社会情勢等を考慮のうえ、場合によっては改定時期の再検討を行う (2 件)
- ・ 有利な財源の確保や建設改良費の圧縮に向けた検討を行い、改定率を定める
- ・ 建設改良計画を着実に推進する

(問 4-13) 料金改定が議決されてから適用されるまでの住民等への周知期間はどのくらいですか。

【料金改定が議決されてから適用されるまでの住民等への周知期間】

	末端給水			用水供給		
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
料金改定が議決されてから適用されるまでの住民等への周知期間(日)	820	1	155.6	278	15	118.6

(n=228)

(n=8)

2) 料金改定に関する情報開示の状況

(問 4-14) 料金改定時にどのような情報を示しましたか。

また、選択肢(1)～(4)の内、開示していない情報がある場合、可能な限りで、その理由を記入してください。

(1) 料金に関する基礎的な情報

【情報開示の内容】

情報開示の内容	末端給水				用水供給			
	開示している		開示していない		開示している		開示していない	
①旧料金及び提案した新料金の比較	232	(98.3%)	4	(1.7%)	14	(77.8%)	4	(22.2%)
②料金算定の考え方	207	(91.2%)	20	(8.8%)	14	(77.8%)	4	(22.2%)
③料金算定の根拠となった前提条件	201	(90.5%)	21	(9.5%)	14	(77.8%)	4	(22.2%)
④料金改定が物価等に及ぼす影響	52	(28.0%)	134	(72.0%)	5	(29.4%)	12	(70.6%)
⑤他水道事業者との比較	161	(77.0%)	48	(23.0%)	6	(35.3%)	11	(64.7%)

【開示しなかった理由】

①旧料金及び提案した新料金の比較

- ・情報開示資料を簡潔にするため
- ・市報掲載スペース上の都合
- ・新規区分の設定につき該当なし

②料金算定の考え方

- ・必要ないと考えたため(4件)
- ・広報紙面が足りないため(3件)
- ・料金値下げのため省略(2件)
- ・議会委員会、審議会等のみ開示(2件)
- ・複雑で分かりにくいと考えたため(2件)
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・開示に対する求めがないため
- ・細かい費用算定をしていないため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため

③料金算定の根拠となった前提条件

- ・情報開示資料を簡潔にするため(3件)
- ・①及び②の情報開示で充分であると考えたため(2件)
- ・必要ないと考えたため(2件)
- ・料金値下げのため省略(2件)
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・複雑で分かりにくいと考えたため

- ・広報紙面が足りないため
- ・開示に対する求めがないため

④料金改定が物価等に及ぼす影響

- ・物価等に及ぼす影響の算定が困難、算定していない（51件）
- ・料金算定の考え方で必要な内容を述べており、個別項目として設けていないため（7件）
- ・料金値下げであるため省略（6件）
- ・特に理由なし（6件）
- ・物価等への影響は少ないため（5件）
- ・料金統一の改定で、特に関連する情報ではないため（5件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（4件）
- ・物価高騰を見込んでいなかったため（3件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため（2件）
- ・開示に対する求めがないため（2件）
- ・議会委員会、審議会等のみ開示（2件）
- ・改定幅や物価影響については、口径や業種で異なると考えたため。
- ・口径の区分（小口径・中口径・大口径）における料金改定の影響額は開示
- ・大口需要家の事業内容を把握していないため
- ・家計への影響額として一般的な家庭でいくら値上げかが争点となっていたため
- ・料金改定の必要性や新旧料金の周知を主としていたため
- ・当該項目は優先順位が低いと判断した

⑤他水道事業者との比較

- ・必要ないと考えたため（8件）
- ・料金統一の改定で、他団体との比較はしていない（7件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（4件）
- ・議会委員会、審議会等のみ開示（3件）
- ・水道事業者ごとに地理的要因や浄水方法、普及率が異なるため、料金の単純比較ができないため（2件）
- ・状況が異なる事業者との比較を提示しても、住民理解に繋がらないと考えたため（2件）
- ・他水道事業者との比較をしていないため（2件）
- ・特に理由なし（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・料金体系が高い他事業体をむやみに情報開示するのは適切でないと考えたため
- ・比較しても必要な金額が変わらないため
- ・比較対象を設ける意味がないため
- ・開示に対する求めがないため

(2) 事業経営に関する情報

【情報開示の内容】

情報開示の内容	末端給水				用水供給			
	開示している		開示していない		開示している		開示していない	
①事業経営の現状	200	(90.1%)	22	(9.9%)	14	(77.8%)	4	(22.2%)
②中・長期的な事業計画または見通し	185	(84.9%)	33	(15.1%)	14	(77.8%)	4	(22.2%)
③事業計画と経費負担の関係	171	(80.7%)	41	(19.3%)	12	(70.6%)	5	(29.4%)
④公費負担の状況	134	(67.3%)	65	(32.7%)	10	(66.7%)	5	(33.3%)
⑤附帯事業等の財務状況	52	(29.5%)	124	(70.5%)	2	(13.3%)	13	(86.7%)

【開示しなかった理由】

①事業経営の現状

- ・料金値下げであるため省略 (3件)
- ・必要ないと考えたため (2件)
- ・広報紙面が足りないため (2件)
- ・情報開示資料を簡潔にするため (2件)
- ・経営状況については定期的に HP 等で公表しているため
- ・料金統一の改定で、特に関連する情報ではないため
- ・議会委員会、審議会等のみ開示
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため

②中・長期的な事業計画または見通し

- ・必要ないと考えたため (4件)
- ・経営戦略、水道ビジョン等をホームページで開示している (3件)
- ・情報開示資料を簡潔にするため (3件)
- ・広報紙面が足りないため (3件)
- ・料金値下げであるため省略 (3件)
- ・料金統一の改定であったため (2件)
- ・開示に対する求めがないため (2件)
- ・専門要素を多く含むため住民説明資料では開示せず、質疑があった場合に説明した
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・議会委員会、審議会等のみ開示
- ・中・長期的な事業計画を策定していない
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため

③事業計画と経費負担の関係

- ・必要ないと考えたため (4件)
- ・広報紙面が足りないため (3件)

- ・経営戦略、水道ビジョン等をホームページで開示している（3件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（3件）
- ・料金値下げであるため省略（2件）
- ・開示に対する求めがないため（2件）
- ・基準内操出のみのため（2件）
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・議会委員会、審議会等のみ開示
- ・特別会計で公費負担を伴っている簡水のまま法適化すれば、独立採算制の原則のもと料金改定率がかなり大きなものとなる旨の説明をしている
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため

④公費負担の状況

- ・料金に影響を及ぼすような公費負担は想定されていないため（14件）
- ・必要ないと考えたため（6件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（4件）
- ・HP上で情報提供している（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため（2件）
- ・開示に対する求めがないため（2件）
- ・料金統一の改定であったため（2件）
- ・料金値下げであるため省略（2件）
- ・中・長期的な事業計画におりこんでいたため
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため
- ・議会委員会、審議会等のみ開示
- ・家庭用の基本水量・料金の減額改定のみであったため
- ・特別会計で公費負担を伴っている簡水のまま法適化すれば、独立採算制の原則のもと料金改定率がかなり大きなものとなる旨の説明をしている
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため

⑤附帯事業等の財務状況

- ・附帯事業がないため（65件）
- ・必要ないと考えたため（6件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（5件）
- ・料金値下げであるため省略（3件）
- ・HP上で情報提供している（2件）

- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・開示に対する求めがないため（2件）
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため
- ・審議会で必要とされなかったため。
- ・売電収入額のみ記載しているが、特に理由はない
- ・議会委員会、審議会等のみ開示
- ・審議会で必要とされなかったため（2件）
- ・現在の事業経営に占める付帯事業等割合が少ないため。
- ・家庭用の基本水量・料金の減額改定のみであったため
- ・特別会計で公費負担を伴っている簡水のまま法適化すれば、独立採算制の原則のもと料金改定率がかなり大きなものとなる旨の説明をしている
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため

（3）経営の効率性に関する情報

【情報開示の内容】

情報開示の内容	末端給水				用水供給			
	開示している		開示していない		開示している		開示していない	
①事業規模・内容について判断する指標	138	(67.3%)	67	(32.7%)	10	(62.5%)	6	(37.5%)
②料金水準及びコストについて判断する指標	137	(67.8%)	65	(32.2%)	9	(60.0%)	6	(40.0%)
③経営の安定度について判断する指標	135	(67.2%)	66	(32.8%)	10	(62.5%)	6	(37.5%)
④経営効率化の実績	126	(63.6%)	72	(36.4%)	9	(56.3%)	7	(43.8%)
⑤経営の効率化目標	109	(58.0%)	79	(42.0%)	7	(43.8%)	9	(56.3%)

【開示しなかった理由】

①事業規模・内容について判断する指標

- ・経営戦略、水道ビジョン、決算書をホームページで開示（6件）
- ・必要と感じなかったため（6件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（5件）
- ・指標を設定していない、算出が困難なため（4件）
- ・料金値下げであるため省略（3件）
- ・指標が必ずしも分かり易いとは言えないため（2件）
- ・料金統一の改定であったため（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・一般的に使用される黒字赤字や資金量などで説明
- ・開示に対する求めがないため。
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・特別会計であったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため

- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため

②料金水準及びコストについて判断する指標

- ・経営戦略、水道ビジョン、決算書をホームページで開示（6件）
- ・必要と感じなかったため（5件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（4件）
- ・指標を設定していない、算出が困難なため（4件）
- ・料金値下げであるため省略（2件）
- ・指標が必ずしも分かり易いとは言えないため（2件）
- ・料金統一の改定であったため（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・一般的に使用される黒字赤字や資金量などで説明
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・特別会計であったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため

③経営の安定度について判断する指標

- ・経営戦略、水道ビジョン、決算書をホームページで開示（6件）
- ・必要と感じなかったため（6件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（4件）
- ・指標を設定していない、算出が困難なため（4件）
- ・料金値下げであるため省略（4件）
- ・料金統一の改定であったため（3件）
- ・指標が必ずしも分かり易いとは言えないため（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・一般的に使用される黒字赤字や資金量などで説明
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・開示に対する求めがないため
- ・特別会計であったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため

④経営効率化の実績

- ・経営戦略、水道ビジョン、決算書をホームページで開示（5件）

- ・必要と感じなかったため（5件）
- ・料金値下げであるため省略（4件）
- ・料金統一の改定であったため（4件）
- ・具体的な効率化実績がないため（3件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（3件）
- ・指標を設定していない、算出が困難なため（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため（2件）
- ・開示に対する求めがないため
- ・特別会計であったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため
- ・決算状況調査後の前年度までの経営比較分析は公表
- ・個別委託導入による職員削減等は既に実施されていた中で、一般会計補助金に依存しない独立採算制の確保が優先であったため
- ・決算概要等わかりやすい指標を使用したため
- ・人件費の抑制のため若年層の職員しか配置できないという現状があるため、実績として開示することを避けた
- ・受水費の高騰による改定であったため
- ・効率化は当然に行うべきもののため

⑤経営の効率化目標

- ・経営戦略、水道ビジョン、決算書をホームページで開示（5件）
- ・必要と感じなかったため（4件）
- ・料金値下げであるため省略（4件）
- ・情報開示資料を簡潔にするため（4件）
- ・指標を設定していない、算出が困難なため（4件）
- ・具体的な目標がないため（4件）
- ・料金統一の改定であったため（3件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため（2件）
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・料金改定時には経営戦略等計画の策定がなかったため
- ・決算概要等わかりやすい指標を使用したため
- ・受水費の高騰による改定であったため
- ・効率化は当然に行うべきもののため

- ・職員の削減や会計年度任用職員への切替、新電力会社の活用も行っており、当時はこれ以上の経費の削減が難しかったため
- ・広域化の推進等、未確定要素が多いため
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため

(4) 利用者サービスに関する情報

【情報開示の内容】

情報開示の内容	末端給水				用水供給			
	開示している		開示していない		開示している		開示していない	
①利用者サービスの実績等	99	(51.8%)	92	(48.2%)	5	(33.3%)	10	(66.7%)
②利用者サービスの向上策	90	(47.9%)	98	(52.1%)	5	(33.3%)	10	(66.7%)

【開示しなかった理由】

①利用者サービスの実績等

- ・必要と感じなかったため (8件)
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため (6件)
- ・サービス向上を目的とした改定でないため (5件)
- ・情報開示資料を簡潔にするため (4件)
- ・料金値下げであるため省略 (3件)
- ・料金統一の改定であったため (3件)
- ・料金改定による新たな利用者サービスを導入しなかったため (2件)
- ・料金改定に係る利用者サービスの実績に該当する事項がないため (2件)
- ・利用者サービスまでは開示していない (2件)
- ・サービスの実績等にかかる根拠資料未作成のため (2件)
- ・広報紙面が足りないため (2件)
- ・審議会で必要とされなかったため (2件)
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・スマートフォンによるキャッシュレス決済の導入等、既に導入されたサービスのため
- ・HP上で情報提供している
- ・計画等の策定がなかったため
- ・利用者サービスの充実はコスト増にリンクするため、料金改定時には開示していない

②利用者サービスの向上策

- ・必要と感じなかったため (8件)
- ・新たな具体策を提示できなかった (8件)
- ・料金改定の必要性の説明に重点を置いたため (5件)
- ・サービス向上を目的とした改定でないため (5件)
- ・料金改定と直接関係がないため (4件)

- ・情報開示資料を簡潔にするため（3件）
- ・料金値下げであるため省略（3件）
- ・料金統一の改定であったため（3件）
- ・料金改定に係る利用者サービスの実績に該当する事項がないため（2件）
- ・利用者サービスまでは開示していない（2件）
- ・サービスの実績等にかかる根拠資料未作成のため（2件）
- ・広報紙面が足りないため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため（2件）
- ・料金改定による新たな利用者サービスを導入しなかったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・経営戦略において情報開示をしていたため
- ・HP上で情報提供している
- ・計画等の策定がなかったため
- ・利用者サービスの充実はコスト増にリンクするため、料金改定時には開示していない

（5）その他（自由回答）

【情報開示の内容、理由】

- ・上下水道事業運営審議会での審議経過、答申内容及び資料をホームページにて公開
理由:市情報公開条例の規定により公開することとなっているため
- ・漏水、修繕等対応実績
理由:老朽化対策、施設の更新に水道料金の改定が必要不可欠であるため
- ・料金改定の検証を行った審議会の議事録
理由:当初非公開としていたが、情報公開審査会における審議の結果公開が妥当と判断されたため

（問 4-15）情報開示の手段は何ですか。

また、選択しなかった手段がある場合、可能な限りで、その理由を記入してください。

【情報開示の手段】

情報開示の手段	末端給水		用水供給		合計	
①常設窓口の設置	50	(21.1%)	1	(7.1%)	51	(20.3%)
②パンフレット、広報誌等による広報	223	(94.1%)	1	(7.1%)	224	(89.2%)
③テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	55	(23.2%)	0	(0.0%)	55	(21.9%)
④インターネット等の電子媒体による広報・広聴	190	(80.2%)	5	(35.7%)	195	(77.7%)
⑤モニター、アンケート調査等による広聴	22	(9.3%)	3	(21.4%)	25	(10.0%)
⑥その他(自由回答)	32	(13.5%)	10	(71.4%)	42	(16.7%)
	(n=237)		(n=14)		(n=251)	

その他（自由回答）

- ・住民説明会の開催（9件）
- ・検針お知らせ票による広報（8件）
- ・料金改定の周知通知（チラシ、ハガキ）を戸別配付（6件）
- ・料金改定に関連した資料のパネル展示（2件）
- ・議会、審議会での説明（2件）
- ・説明資料のホームページへの掲載
- ・大型商業施設のデジタルサイネージでの広報
- ・プレスリリースや取材協力によるパブリシティ活動
- ・3次元バーコードの活用による、紙媒体からHPへの誘導
- ・指定給水装置工事事業者への周知
- ・経営戦略のパブリックコメントを行うとともに、審議会の経過や資料をホームページ上で公表

【情報開示の手段を選択しなかった理由】

①常設窓口の設置

- ・通常業務の範囲内で窓口や電話での対応を行ったため（27件）
- ・常設窓口は人員やコストの課題があり設置できないため（15件）
- ・広報紙・HPにおける広報等で十分と考えたため（12件）
- ・必要性がないため（6件）
- ・ニーズがないと思われるため（5件）
- ・これまで実績がなかったため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・本市の他事例等を踏まえて検討した結果によるもの
- ・費用対効果とのバランスを考えた結果、選択しなかった
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・最低限の情報を開示した

②パンフレット、広報誌等による広報

- ・不明（2件）
- ・人員不足のため
- ・特に理由はない

③テレビ、新聞等のマスメディアによる広報

- ・広報紙・HPにおける広報等で十分と考えたため（21件）
- ・費用が高額になることが想定されたため（11件）
- ・マスメディアを使うほどの規模ではないため（4件）
- ・必要性がないため（3件）

- ・検討していない（2件）
- ・これまで実績がなかったため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・開示の手段にそぐわないため
- ・本市の他事例等を踏まえて検討した結果によるもの
- ・結果は報道されたが、個別の資料や具体的な内容までは報道されていない
- ・費用対効果とのバランスを考えた結果、選択しなかった
- ・料金改定に対する市民感情を鑑み、費用がかかる広報手段を避けた
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・最低限の情報を開示した

④インターネット等の電子媒体による広報・広聴

- ・広報紙等における広報等で十分と考えたため
- ・審議会の議事録等は掲載していたが、その後の議会への上程などは特段対応していない
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・人員不足のため

⑤モニター、アンケート調査等による広聴

- ・広報紙・HPにおける広報等で十分と考えたため（16件）
- ・必要性がないため（12件）
- ・審議会で市民の声を反映しているものと判断したため（9件）
- ・マンパワーの不足等によりモニター、アンケート調査等の実施が困難なため（7件）
- ・費用が高額になることが想定されたため（4件）
- ・検討を行っていない（4件）
- ・モニターやアンケート調査より、窓口や電話での対応に専念するほうが望ましい（2件）
- ・パブリックコメントをして必要ないと考えたため（2件）
- ・住民説明会でアンケート、意見募集を行ったため（2件）
- ・手間がかかるのに対し対象が限定的になるため（2件）
- ・これまで実績が無かったため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため
- ・本市の他事例等を踏まえて検討した結果によるもの
- ・自治体の規模として行うほどではなかった
- ・費用対効果とのバランスを考えた結果、選択しなかった
- ・安定経営に必要な料金改定であるため、意見をもらう等の考えがなかった
- ・パネル展でのアンケートを行ったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため。
- ・最低限の情報を開示した。

⑥その他（自由回答）

- ・広報紙・HPにおける広報等で十分と考えたため（3件）
- ・これまで実績がなかったため（2件）
- ・審議会で必要とされなかったため。
- ・本市の他事例等を踏まえて検討した結果によるもの
- ・広報・市民説明会を主とした全市民対象とした情報開示を行ったため
- ・大口需要家の減額を目的としており、一般家庭への影響がなかったため
- ・膨大な業務量と時間が必要となるため
- ・最低限の情報を開示した。

3) 周知の双方向性について

【問 4-16】 問 4-14 で選択した情報開示の手段のうち、水道使用者（住民）の理解を得るために効果的なものはどれでしたか。また、その理由と根拠を記入してください。

【効果的な情報開示の手段】

効果的な情報開示の手段		末端給水		用水供給	
①	常設窓口の設置	3	(2.2%)	0	(0.0%)
②	パンフレット、広報誌等による広報	89	(64.5%)	0	(0.0%)
③	テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	3	(2.2%)	0	(0.0%)
④	インターネット等の電子媒体による広報・広聴	14	(10.1%)	2	(33.3%)
⑤	モニター、アンケート調査等による広聴	4	(2.9%)	0	(0.0%)
その他	⑥チラシ配布	25	(18.1%)	0	(0.0%)
	⑦企業への訪問説明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	⑧住民説明会	13	(9.4%)	0	(0.0%)
	⑨受水事業者への説明会	0	(0.0%)	4	(66.7%)
		(n=138)		(n=6)	

【効果的な理由と根拠】

①	常設窓口の設置	・水道使用者の意見を直接聞くことができ、内容の説明が丁寧に行えるため
②	パンフレット、広報誌等による広報	・広く市民に周知でき、問い合わせへの返答により理解を得られたため ・全戸に配布されるため、広く住民に周知できたため
③	テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	・インパクトがある、地元購読者が多いことから周知力がある
④	インターネット等の電子媒体による広報・広聴	・審議会の資料・議事録など公開することで、議論の透明性を確保できる ・コスト的にも実施可能であり、作業量的にもそれ程大きな負担とならない
⑤	モニター、アンケート調査等による広聴	・広く意見を募り、意見を考慮することで、行政運営の公正さの確保と透明性の向上が図れる
その他	⑥チラシ配布	・検針時にチラシを配布することで、水道使用者に直接改定についてお知らせできる
	⑧住民説明会	・参加者に対し、直接説明が行えることや質疑応答が可能であるため ・高齢者に対しては住民説明会、その他の世代にはホームページやアプリでの周知が効果的
	⑨受水事業者への説明会	・水道用水供給事業であるため議会や構成団体への説明が重要 ・意見を直接得ることができること

(問 4-17) 水道使用者（住民）の理解を得るために、これまでご回答いただいた以外に、さらに効果的と考えるものはありますか。検討段階のものも含め、お答えください。

【さらに効果的と考える情報開示の手段】

- ・市公式 SNS 等の活用（6 件）
- ・事業計画、経営状況等を定期的に公表する（5 件）
- ・インターネットや広報誌を利用して日々の状況を配信する（2 件）
- ・水道事業の経営状況の発信（2 件）
- ・テレビ、新聞等のマスメディアによる広報（2 件）
- ・水道問題の検討会への市民参加
- ・職員が地域に伺って水道事業について説明する「水道いどぼた会議」
- ・動画作成による広報
- ・現状料金と改定後の料金が計算できるフォームを作成し、QR コードで HP 等に掲載
- ・断水訓練などで、水の大切さをアピール